目次

１、九州大学バレーボール連盟規約

２、九州大学バレーボール連盟各専門委員会規則

３、男女１部リーグについて

（１）レギュラーラウンド競技運営規約

（２）　　　〃　　　　　運営委員会規約

（３）　　　〃　　　　　開催準備手順

（４）　　　〃　　　　　プログラム掲載内容について

（５）　　　〃　　　　　代表者会議次第について

（６）　　　〃　　　　　事務処理について

（７）　　　〃　　　　　運営委員会旅費規定について

（８）　　　〃　　　　　組合せ表および役員割り当て表

（９）　　　〃　　　　　大会要項の形式・内容基準について

（１０）　　〃　　　　　個人賞表彰規定について

（１１）ファイナルラウンド競技運営規約

（１２）　　　〃　　　　　運営委員会規約

（１３）　　　〃　　　　　開催準備手順

（１４）　　　〃　　　　　プログラム掲載内容について

（１５）　　　〃　　　　　代表者会議次第について

（１６）　　　〃　　　　　事務処理について

（１７）　　　〃　　　　　運営委員会旅費規定について

（１８）　　　〃　　　　　組合せ表および役員割り当て表

（１９）　　　〃　　　　　大会要項の形式・内容基準について

（２０）　　　〃　　　　　個人賞表彰規定について

４、本大会について

（１）九州大学バレーボール男女リーグ本大会競技運営規約

（２） 〃　　　　　　　　　　　運営委員会規約

（３）　　 〃　　　　　　　　　　　開催準備手順

（４）　　 〃　　　　　　　　　　　役員編成基準について

（５）　　 〃　　　　　　　　　　　プログラム掲載内容について

（６）　　 〃　　　　　　　　　　　旅費規定について

（７）　　 〃　　　　　　　　　　　組み合わせ表および役員割り当て表

（８）　　 〃　　　　　　　　　　　大会要項の形式・内容基準について

（９）　　 〃　　　　　　　　　　　代表者会議次第について

（１０）　 〃　　　　　　　　　　　開会式・閉会式次第について

（１１）　 〃　　　　　　　　　　　事務処理について

（１２）　 〃　　　　　　　　　　　開催留意事項

（１３）　 〃　　　　　　　　　　　順位決定方法

（１４）　 〃　　　　　　　　　　　個人賞表彰規定について

（１５）　 〃　　　　　　　　　　　運営マニュアル

５、九州大学バレーボール連盟旅費規程について

６、九州大学バレーボール連盟出張伺

７、九州学連、全日本学連および西日本学連登録方法について

８、九州大学バレーボール連盟登録規程

９、外国籍部員の登録および競技参加資格に関する規程

１０、（財）日本バレーボール協会加盟チーム登録規程

１１、全日本大学バレーボール連盟規約

１２、西日本大学バレーボール連盟規約

１３、九州大学バレーボール連盟個人情報保護方針について

**１、九州大学バレーボール連盟規約**

九州大学バレーボール連盟規約

第１章　総則

第１条（名称）

　　　　本連盟は、九州大学バレーボール連盟と称する。

　　　　英文の名称はKyushu University Volleyball Association とする。

第２条（事務局）

　　　　本連盟は、事務局を総務委員長が所属する大学に置く。

第３条（組織）

　　　　本連盟は、福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・大分・沖縄の八つの県にそれぞれ設置される県大学バレーボール連盟を以て構成する。（以下、県学連と呼ぶ）

第２章　目的及び事業

第４条（目的）

　　　　本連盟は、第３条規定の県学連を統括し且つ代表する学生競技団体として、バレーボールの普及・振興を図り、以て学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活を通じ、人格の形成に寄与することを目的とする。

第５条（事業）

　　　　本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　九州大学バレーボール男女リーグの開催

（２）　九州大学ビーチバレー男女選手権大会の開催

（３）　各県学連内及び各県学連間における競技会開催

（４）　その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

第６条（会員）

　　　　本連盟は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学のバレーボール部で、かつ当該大学が大学を代表するバレーボール部であることを認めたもので本連盟に加盟を希望する部をもって会員とする。なお、一つの大学で男子・女子の部を活動させるときはそれぞれ独立した会員とする。

第７条（加盟・退会及び登録）

（１）　本連盟への加盟は九州学連、西日本学連・全日本学連及び日本バレーボール協会（JVA）への加盟により会員として登録されるが、加盟に際して本規約細則に定められた加盟料を納入しなければならない。

（２）　加盟各大学は原則として毎年４月３０日までに、九州学連事務局に対し、本規約に定められた登録料をそえて、規定の登録用紙を以て登録しなければならない。

（３）　一旦納入された加盟料及び登録料は返還しない。

第４章　役員

第８条（役員の定数）

　　　　本連盟に下記の役員を置く。

（１）　名誉会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（２）　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（３）　副会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（４）　名誉顧問　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（５）　顧問　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（６）　参与　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（７）　理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（８）　副理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（９）　常任理事　（10）(12)を含め　　　　　　　　　　　　　　８名

（10）　理事　(2)(3)(6)(7)(8)(10)(11)(12)(13)を含め　　　　　 ４０名程度

(11)　 専門委員会委員長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５名

(12)　 専門委員会委員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

(13) 代表委員長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

(14) 代表副委員長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２名

(15) 代表委員 (11)(12)(13)を含め　　　　　　　　　　　　　 １５名程度

(16) 監事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２名

第９条（会長）

（１）　会長は常任理事会において推薦し、理事会において選任する。

（２）　会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

第10条（副会長）

（１）　 副会長は会長が推薦し、理事会において選任する。

（２）　 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

第11条（名誉会長）

　　　　 名誉会長は九州大学バレーボール連盟に功労のあった者または、学識経験者を理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第12条（名誉顧問・顧問）

（１）　 名誉顧問は本連盟会長経験者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

（２）　 顧問は本連盟に特に功労のあった者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

（３）　 名誉顧問及び顧問は本連盟の重要事項について、理事会の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

第13条（参与）

（１）　 参与は本連盟に功労のあった者で理事会の推薦を受けた者を会長が委嘱する。

（２）　 参与は本連盟の運営について会長の諮問に応ずる。

第14条（理事長）

（１）　 理事長は理事の互選により選出され、会長が委嘱する。

（２）　 理事長は理事会の決議及び本規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。

第15条（副理事長）

（１）　 副理事長は理事のなかから理事長が指名し、会長が委嘱する。

（２）　 副理事長は会長を補佐し、理事長不在のときには理事長の職務を代行する。

第16条（常任理事）

（１）　 常任理事は第16条規定の専門委員会委員長５名、第17条規定の学生委員長１名及び理事の互選により選出された２名をもって構成され、会長が委嘱する。

（２）　 常任理事は本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）の提案・立案・審議等を企画し、会長・副会長・理事長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

第17条（理事）

（１）　 理事は各県学連推薦理事・学識経験者理事及び学生理事によって構成され、その選任は第17条(3)に基づいて行われる。

（２）　 理事（３８名以内）の構成は下記によるものとする。

　　（イ） 県学連推薦理事　　　　８名

　　　　　 各県学連より各１名の推薦をするが、県学連推薦理事は学識経験者・学生を問わない。

　　（ロ） 学識経験者理事　　　　１５名以内

　　（ハ） 学生理事　　　　　　　１５名以内

　　　　　 学生理事は代表委員会より推薦された者とする。

（３）　 県学連推薦理事は各県学連の推薦に基づき、また学生理事は代表委員会の推薦に基づき、これを理事会が承認し学識経験者理事は理事会において選任する。

（４）　 理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第18条（専門委員会委員長・専門委員）

（１）　 第29条に規定される各専門委員会の委員長は理事のなかから理事会の推薦により選任され会長が委嘱する。

（２）　 各専門委員会の委員は各委員長の推挙により理事会が審議の上選任し、会長が委嘱する。なお、専門委員は理事である必要はない。

第19条（委員長・副委員長）

（１）　 委員長は代表委員の互選により選出され、副委員長は委員長が推薦する。

（２）　 委員長及び副委員長は代表委員会を代表し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

第20条（代表委員）

（１）　 代表委員は各県学連、一部リーグ運営委員会及び総務委員会を代表する学生委員であり、各県学連、一部リーグ運営委員会及び総務委員会からの推薦により選出され、会長がこれを委嘱する。

（２）　 代表委員は代表委員会を組織し、各県学連や会員から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会の審議に供する。

第21条（監事）

（１）　 監事は理事会において選任される。

（２）　 監事は本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し必要に応じ、理事会に対し監査結果を報告する。

第22条（役員の任期）

（１）　 各役員の任期は学識経験者役員は２年、学生役員は１年とし、再任を妨げない。

（２）　 欠員補充により就任する役員の任期は前任役員残任期間とする。

第５章　会議

第23条（会議の種類）

　　　　 本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

（１）　理事会

（２）　常任理事会

（３）　代表委員会

（４）　専門委員会

（５）　一部リーグ運営委員会

（６）　リーグ運営委員会

第24条（理事会）

（１）　 理事会は本連盟の最終決議機関とする。

（２）　 通常理事会は年１回（原則として１月）会長が召集し、議長となる。

（３）　 臨時理事会は会長が必要と認めるとき、あるいは理事の過半数から理事会に付するべき事項を示して召集を請求されたときにはその請求から３週間以内に、会長が召集し、議長となる。

第25条（理事会の決議）

（１）　 理事会は理事の過半数の出席を以て成立する。ただし、理事会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。

（２）　 理事会の議決は出席者の過半数を以て決定する、ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第26条（理事会の決議事項）

　　　　 理事会において下記の事項を議決する。

（イ） 収支予算及び収支決算

（ロ） 事業報告

（ハ） 九州大学バレーボール男女リーグの開催場所・運営方法

（ニ） 本連盟の重要な規約類の改正・制定

（ホ） 会長・副会長・名誉顧問・顧問・参与・理事長・学識経験理事・専門委員会委員長・専門委員会委員・監事の選任

　　　 及び県学連推薦理事・学生理事の承認

（ヘ） 本規約の付則・細則の新設・改訂・廃止

（ト） 専門委員会の設置・廃設

（チ） 専門委員会規定の新設・改訂・廃止

（リ） 専門委員会の審議事項の採否決定

（ヌ） その他、本連盟の事業に関する重要事項と認める事項

第27条（常任理事会）

（１）　 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事により組織される

（２）　 常任理事会は、本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会の議決に委ねる。

（３）　 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに召集し、議長となる。

（４）　 緊急止む得ない場合で、理事会が成立せぬか、あるいは会長が理事会の召集が不可能であると認めた場合には、たとえ理事会の議決事項に属する事項であっても常任理事会が審議し決議することができる。ただし、この場合は次期理事会において、その承認を受けることが必要である。

第28条（常任理事会の決議）

（１）　 常任理事会は常任理事の過半数の出席を以て成立する。ただし、常任理事会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。

（２）　 常任理事会の議決は出席者の過半数を以て決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第29条（常任理事会の決議事項）

　　　　 常任理事会において下記の事項を議決する。

（イ）　 事業計画

（ロ）　 その他

第30条（代表委員会）

（１）　 代表委員会は年１回、通常理事会の当日に開催する。

（２）　 代表委員会は各県学連や会員から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会に提議する。また、理事会審議事項を検討・審議し、理事会でその総意を提議する。

（３）　 代表委員会は委員長が召集し、議長の任に当たる。

（４）　 代表委員会は代表委員の過半数の出席を以て成立し、その議決は出席者の過半数を以て決する。なお、予め書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は議長の決するところによる。

（５）　 各代表委員は、各自の所属する県学連、リーグ運営委員会の意見を充分にまとめ、それを代表する。

第31条（専門委員会）

（１）　 本連盟に次の専門委員会を置く。

　　　 （イ）　総務委員会

　　　 （ロ）　強化委員会

　　　 （ハ）　競技委員会

　　　 （ニ）　審判委員会

　　　 （ホ）　ビーチバレー委員会

（２）　 各専門委員会の業務・運営については、別途理事会の議決を経て定める専門委員会規定によるものとする。

（３）　 専門委員会の設置・廃設は理事会の決議による。

（４）　 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第32条（議事録）

（１）　 本連盟の全ての会議は議事録を作成の上、保存するとともに本連盟の役員あるいは登録された大学からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。

（２）　 特に理事会の議事録は本連盟に登録された全ての大学に送付される。

第６章　会計

第33条（会計年度）

　　　　 本連盟の会計年度は毎年４月１日より同年３月３１日までとする。

第34条（資産）

　　　　 本連盟の資産は次の収入より成るものとする。

（１）　 本連盟の加盟料及び登録料

（２）　 本連盟主催の事業に伴う収入

（３）　 本連盟の資産から生ずる収入

（４）　 寄付金品

（５）　 その他の収入

第35条（収支予算及び決算）

（１）　 本連盟の収支予算は理事会の承認を受けなければならない。

（２）　 本連盟の収支決算は総務委員会会計担当の責任において、正確に記帳・保管され監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

第７章　賞罰

第36条（表彰）

　　　　 本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を理事会の決議により表彰することができる。

第37条（懲罰）

　　　　 本連盟の名誉を毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟校、役員に対し、理事会の決議により、次の懲罰を課すことができる。

　　　　 １、誡告

　　　　 ２、譴責

　　　　 ３、権利停止

　　　　 ４、除名

　　　　 ５、罷免

　　　　 ６、その他処分

第８章　補則

第38条（規約の改正または変更）

　　　　 本規約は理事会の決議により改正あるいは変更することができる。

第39条（付則・細則）

（１）　 本連盟は本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。

（２）　 上記（１）項の付則・細則の改正あるいは変更は理事会の決議により行う。

（付則）

第１条（委任状による出席及び決議権）

　　　　 本条第２２条規定の理事会或いは第２８条規定の代表委員会に出席を要する理事或いは代議員は委任状をもって代理出席者を指名し会議に出席せしめることができる。委任状をもって出席した者は当該会議の議決に対し議決権を有する。

（細則）

第１条（加盟金）

　　　　 本連盟規約第７条第１項規定の加盟金は会員あたり10,000円、新規登録選手１人あたり100円とする。

第２条（登録料）

　　　　 本連盟規約第７条第３項規定の登録料は会員あたり2,0000円とする。

**２、九州大学バレーボール連盟各専門委員会規則**

（１）総務委員会規則

　　　　九州大学バレーボール連盟規則第２９条に基づき設置される総務委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第１条　総務委員会は次の事項を所管する。

　　　　１　　規約の維持・管理に関する事項

　　　　２　　規則・規定の制定および維持管理に関する事項

　　　　３　　代表委員会など会議の運営に関する事項

　　　　４　　事務局の運営に関する事項

　　　　５　　登録競技者の審判およびその記録管理に関する事項

　　　　６　　予算・決算および監査に関する事項

　　　　７　　会計の執行

　　　　８　　広報活動の総合的企画立案に関する事項

　　　　９　　その他関連する事項

第２条　本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教官等）および学生がこれを務める。

　　　　　委員長１名（学識経験者）、副委員長１名（学識経験者）、委員若干名

第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

　　　　１　　委員長は理事会が選任する。

　　　　２　　副委員長および委員は総務委員長が推挙し、理事会が選任を行う。

第４条　本委員会の委員長は委員会を代表し、総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務

　　　　を代行する。

第５条　委員会は総務委員長が召集し、議長は総務委員長があたる。

第６条　会議は委員の２分の１以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席

　　　　者とみなす。会議の決議は出席委員の過半数とする。

第７条　委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録

　　　　を収録し、保管するとともに関係者に配布する。

第８条　委員の任期は学識経験者２年、学生１年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の

　　　　残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

（２）強化委員会規則

　　　　九州大学バレーボール連盟規約第２９条に基づき設置される強化委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第１条　強化委員会は次の事項を所管する。

　　　　１　　競技力向上ならびに普及に関する事項

　　　　２　　講習会および練習会の開催に関する事項

　　　　３　　チームの派遣および招聘に関する事項

　　　　４　　強化・普及費の計上とその予算・決算に関する事項

　　　　５　　その他強化に関する事項

第２条　本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教官等）および学生がこれを務める。

　　　　強化委員長１名（学識経験者）、男子強化委員長１名（学識経験者）、女子強化委員長１名（学識経験者）、

　　　　委員若干名（学識経験者および学生）

第３条　本委員の構成員の選任は次のとおりとする。

　　　　１　　委員長は理事会が選任する

　　　　２　　男女強化委員長・委員は強化委員長が推挙し、理事会が選任を行う。

第４条　本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。男女強化委員長はそれぞれ委員長を補佐し、委員長に事故ある

　　　　場合はその職務を代行する。

第５条　委員会は強化委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第６条　会議は委員の２分の１以上の出席者をもって成立するものとする。但し書面をもって委任を申し出た者は、出席

　　　　者とみなす。会議の決議は出席委員の過半数とする。

第７条　委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録

　　　　を収録し、保管するとともに関係者に配布する。

第８条　委員の任期は学識経験者２年、学生１年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の

　　　　残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

（３）競技委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第２９条に基づき設置される競技委員会の運営に関し、次のとおり定める。

1. 競技審判委員は次の事項を所管する。

１　　競技会の要項の決定および役員に関する事項

２　　競技会参加者の資格審査に関する事項

　　　　３　　その他関連する事項

1. 本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教官等）および学生がこれを務める。

委員長１名（学識経験者）、副委員長１名（学識経験者）、委員若干名

1. 本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

１　　委員長は理事会が選任する。

２　　副委員長、委員は競技委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

1. 本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務

を代行する。

1. 委員会は競技委員長が召集し、議長は委員長があたる。
2. 会議は委員の２分の１以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の議決は出席委員の過半数とする。
3. 委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者に配布する。
4. 委員の任期は学識経験者２年、学生１年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

（４）審判委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第２９条に基づき設置される審判委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第１条　審判委員会は次の事項を所管する。

１　　審判員の養成に関する事項

２　　競技会への審判長・審判員の派遣依頼とその調整に関する事項

　　　　３　　その他関連する事項

第２条　本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教官等）および学生がこれを務める。

委員長１名（学識経験者）、副委員長１名（学識経験者）、委員若干名

第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

１　　委員長は理事会が選任する。

２　　副委員長、委員は審判委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

第４条　本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務

を代行する。

第５条　委員会は審判委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第６条　会議は委員の２分の１以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の議決は出席委員の過半数とする。

第７条　委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者に配布する。

第８条　委員の任期は学識経験者２年、学生１年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

（５）ビーチバレー委員会規則

九州大学バレーボール連盟規約第29条に基づき設置されるビーチバレー委員会の運営に関し、次のとおり定め

る。

第１条　ビーチバレー委員会は次の事項を所管する。

１　　ビーチバレーの競技力向上および指導普及に関する事項

２　　競技会および講習会、練習会の開催に関する事項

　　　　３　　競技会事項の決定および役員に関する事項

　　　　４　　チームの派遣および招聘に関する事項

　　　　５　　その他ビーチバレーに関する事項

第２条　本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験者（大学教官等）および学生がこれを務める。

委員長１名（学識経験者）、副委員長１名（学識経験者）、委員若干名

第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

１　　委員長は理事会が選任する。

２　　副委員長、委員はビーチバレー委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

第４条　本委員会の委員長は委員会を代表し、統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務

を代行する。

第５条　委員会はビーチバレー委員長が召集し、議長は委員長があたる。

第６条　会議は委員の２分の１以上の出席者をもって成立するものとする。但し、書面をもって委任を申し出た者は出席者とみなす。会議の議決は出席委員の過半数とする。

第７条　委員会はそれぞれの所管事項に関する審議・議決後、速やかに九州学連委員長に報告する。会議には必ず議事録を収録し、保管するとともに関係者に配布する。

第８条　委員の任期は学識経験者２年、学生１年とし、再任を妨げない。欠員補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。なお、委員の交代は代表委員会の時に行う。

**３、男女１部リーグについて**

リーグ改革により、男女１部リーグを１２チームで構成し、レギュラーラウンド・ファイナルラウンドを行う。試合形式は下図の通りとする。



（１）レギュラーラウンド競技運営規約

第１条（目的）

　　　　九州大学バレーボール連盟の趣旨を踏まえ、男女１部リーグの競技力向上を図るものである。

第２条（名称）

　　　　本競技会は「平成〇〇年度　九州大学〇季バレーボール〇子１部リーグ大会」と称する。

第３条（主催及び主管）

　　　　本競技会の主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管

　　　　は九州大学バレーボール１部リーグ運営委員会及び会場県の県バレーボール協会とする。

第４条（所管及び運営）

　　　　本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟とし、その運営は別に定める「九州大学バレーボー

　　　　ル１部リーグ大会運営委員会」とする。

第５条（参加チーム）

　　　　九州大学バレーボール１部リーグ所属の１２チームとする。

第６条（競技規則）

　　　　（財）日本バレーボール協会６人制競技規則及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技

　　　　申し合わせ事項による。

第７条（開催時期）

　　　　原則として春季（５月）ならびに秋季（１０月）大会は２週に分け、レギュラーラウンドとして第１週は２試合、第２週は３試合、合計各チーム５試合を行うものとする。なお、次年度の日程は秋季リーグ戦終了後の１部リーグ運営委員会において決定する。

第８条（開催地）

　　　　次年度の開催地は春季・秋季リーグ戦終了後の１部リーグ運営委員会において決定する。

第９条（競技方法）

　　　　全試合５セットマッチとする。

第10条（競技日程）

　　　　 リーグ戦の日程は、第１週代表者会議・第１日リーグ戦、第２日リーグ戦、第２週目第３日リーグ戦、第４日リーグ戦、第５日リーグ戦とする。但し、開催県学連との協議により、日程・試合順等は運営事務局によって変更される場合がある。

第11条（役員及び審判員）

　　　　 レギュラーラウンドの役員には運営委員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学があたることを原則と

する。

第12条（運営費及び分担金）

　　　　 レギュラーラウンドの運営費は各大学が納入する分担金（参加費）ならびにその他の収入をもってあたる。分担

金の額は運営委員会がこれを定める。

第13条（参加チームの旅費・宿泊費）

　　　　 参加チームの旅費・宿泊費はチーム自弁とする。

（２）レギュラーラウンド運営委員会規約

第１条　　九州大学バレーボール１部リーグ大会競技運営規約第４条に基づき、１部リーグ大会運営委員会を置く。

第２条　　本運営委員会事務局は総務委員長が所属する大学に置く。

第３条　　本運営委員会は次の事業を行う。

　　　　　１　　九州大学バレーボール春季及び秋季１部リーグの開催

第４条　　本運営委員会の構成は次のとおりとする。

　　　　　顧問１４名、運営委員長１名、運営副委員長２名、運営委員１４名、

　　　　　庶務・会計各２名、会計監査１名

第５条　　顧問は１部リーグ所属チームの部長あるいは監督ならびに本大会開催県学連の理事がこれを務め、本運営委員会の相談役として事業が円滑に進むよう協力する。

第６条　　運営委員長は九州大学バレーボール連盟委員長がこれを務め、執行部の責任者として会務の実行にあたる。

第７条　　運営副委員長は九州大学バレーボール連盟副委員長（１名）ならびに運営委員の中から１名互選により決定し、委員長がこれを任命する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第８条　　運営委員は原則として１部リーグ所属の各チームから選出された学生（１名）がこれを務める。運営委員は会務を分担し、委員長の職務を補佐する。

第９条　　庶務・会計委員は運営委員会で選出し、委員長がこれを任命する。庶務・会計は本運営委員会の経理を担当する。

第10条　 会計監査委員は運営委員会で選出し、委員長がこれを任命する。会計監査委員は本運営委員会の経理を担当す

る。

第11条　 顧問、運営委員長、運営副委員長、運営委員、庶務・会計委員、会計監査委員の任期はそれぞれ半年とする。

なお、欠員補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。また、役員の交替はリーグ戦終了後に

行う。

第12条　 １年に２回運営委員会を開催する。原則として、開催時期はリーグ戦終了後（５月・１０月）に開催する。

第13条　 運営委員会は顧問、運営委員長、運営副委員長、運営委員を以て構成する。運営委員会は委員長がこれを召集し、委員長が議長となり次の事項を決議する。

１　　事業計画

２　　予算及び決算の承認

３　　運営委員会規約の改正

４　　その他の重要事項

第14条　 運営委員会は運営委員の２分の１の出席（委任状も含む）により成立し、決議は出席者の過半数とする。

第15条　 運営委員はやむを得ない場合、運営委員の許可を得て、その代理者を会議及び議決に参加させることができる。

第16条　 運営委員会に欠席した運営委員は、その会議における全ての権利を放棄したものとみなす。但し、その会議の

議決により発生した責務は負わなければならない。

第17条　 本運営委員会の運営維持費は大会参加費、運営費及びその他の収入をもってこれをあてる。

第18条　 本運営委員会の会計は前期（春季リーグ戦終了後から秋季リーグ終了時まで）と後期（秋季リ－グ戦終了後か

ら次年度の春季リーグ戦終了時まで）に分け、収入及び支出の決算は会見監査を受けた後、運営委員会に報告し、承認されなければならない。

第19条　 本運営委員会加盟校は春季は４月上旬、秋季は９月上旬までに、出場選手名簿ならびに運営費を添え、本運営委員会事務局に送付しなければならない。

第20条　 本規約の変更改正は、運営委員会の議決により行う。

（３）レギュラーラウンド開催手順

３月下旬　　春季１部リーグ大会開催要項、大会参加申し込み書を九州学連ＨＰに掲載

４月下旬　　春季１部リーグ大会申し込み締め切り

事務局にて、プログラムの印刷

役員、審判員へ委嘱状及び派遣依頼状の発送

大会時　　　代表者会議の準備

　　　　　　試合コート、役員席、更衣室、放送設備、記録用紙（ＩＦ、特別記録、リベロチェック）、

エントリー用紙、オーダー用紙の準備

接待（昼食、お茶）、審判謝礼

試合記録、個人記録の集計・整理

会計整理

大会終了後　試合結果及び個人記録等の本大会運営委員会への引き継ぎ

　　　　　　１部リーグ運営委員会の開催

役員の改選

９月上旬　　秋季１部リーグ大会開催要項、大会参加申し込み書を九州学連ＨＰに掲載

９月下旬　　秋季１部リーグ大会申し込み締め切り

　　　　　　事務局にてプログラムの印刷

　　　　　　役員、審判員へ委嘱状及び派遣依頼状の発送

大会時　　　代表者会議の準備

　　　　　　試合コート、役員席、更衣室、放送設備、記録用紙（ＩＦ、特別記録、リベロチェック）、

エントリー用紙、オーダー用紙の準備

接待（昼食、お茶）、審判謝礼

試合記録、個人記録の集計・整理

会計整理

大会終了後　試合結果及び個人記録等の本大会運営委員会への引き継ぎ

　　　　　　１部リーグ運営委員会の開催

役員の改選

来年度の開催日程と開催場所の決定

（４）レギュラーラウンドプログラム掲載内容

・挨拶（会長及び運営委員長）

・大会役員一覧

・競技日程

・組み合わせ表及び勝敗表

・各チームプロフィール

・大会申し合わせ事項及び注意事項

・プロトコール

（５）レギュラーラウンドの代表者会議の開催について

　　　　代表者会議は原則として、第１週第１日目の午前１０時（女子）午後１３時（男子）より参加チームを集めて、次の次第により、１部リーグ大会運営委員長の司会のもとに開催するものとする（各チームはメンバー変更・訂正等のこともあるので、責任のもてる者を必ず出席させること）。

１、開会の辞（運営委員長）

２、競技上の注意

３、審判上の注意

４、連絡事項

５、閉会の辞

（６）レギュラーラウンド運営委員会旅費規定について

　　　　九州大学バレーボール１部リーグ大会（レギュラーラウンド）運営委員会役員等に支給する旅費については九州大学バレーボール連盟の旅費規定に準ずる。

（７）レギュラーラウンドの事務処理について

　　　１部リーグ大会運営委員会の事務処理は原則として１部リーグ大会運営委員会が行い、次の項目について資料を作成し、本大会開催地県学連に提出しなければならない。

　　　・競技成績（大会の試合結果及びスコア―）

　　　・個人記録（出場選手の個人記録）

　　　・その他

（８）レギュラーラウンド組合せ表及び役員割り当て表



（９）レギュラーラウンド要項・内容基準について

平成○○年度九州大学○季バレーボール〇子１部リーグ大会開催要項

　　　　　　　　　　　主催 　 　九州バレーボール連盟　　　九州大学バレーボール連盟

主管 　 　○○県バレーボール協会　　○○県大学バレーボール連盟

開催期間　　第１週：平成○年○月○日（○）より○日（○）まで３日間

　　　　　　第２週：平成○年○月○日（○）より○日（○）まで２日間

　　　　　　第３週：平成○年○月○日（○）より○日（○）まで４日間

会　　場　　第１週：会場名　　　　　住所　 　 　電話番号

第２週：

　　 第３週：

参加資格　　平成○○年度（公財）日本バレーボール協会並びに全日本大学バレーボール連盟・西日本大学バレーボール連盟・九州大学バレーボール連盟により有効に登録された大学生で組織された男子１部リーグ所属の単独チーム

競技規則　　平成○○年度（公財）日本バレーボール協会６人制競技規則による。

競技方法　　第１週：第１日目○月○日（○）　　 代表者会議、リーグ戦３試合

　　　　　　　　　　第２日目○月○日（○）　　 リーグ戦３試合

　　　　　　　　　　第３日目○月○日（○）　 リーグ戦３試合

　　　　　　第２週：第４日目○月○日（○）　　 リーグ戦３試合

　　　　　　　　　 第５日目○月○日（○）　　 リーグ戦３試合

　　　　　　第３週：第６日目○月○日（○）　　 開会式、リーグ戦２試合

　　　　　　　　　　第７日目○月○日（○）　　 リーグ戦３試合

　　　　　　　　　　第８日目○月○日（○）　　 リーグ戦３試合、バレーボール教室

　　　　　　　　　　第９日目○月○日（○）　　 リーグ戦２試合、閉会式

* 試合は全試合５セットマッチ、~~テクニカルタイムアウト制~~→×の~~３ボールシステム~~→５ボールシステムで行う。リベロプレーヤーは色違いのユニフォームを着用する。また、試合用のソックスは各
* チームで長さを必ず揃えること。また、サブスティチューション時にはパドルを使用すること。

試合球　　　（公財）日本バレーボール協会検定　〇〇〇製　〇〇〇〇〇とする。

申込方法　　１）　所定の方法を用い、下記の申し込み先まで申し込むこと。

　　　　　　２）　申込先　　〒○○○-○○○○ ----------------(Tel.--------------)

-----------------------------------宛

　　　　　　受付通知　上記の手続き完了のチームには、その旨折り返し通知する。申し込みの際、受付完了通知のため、宛名明記の官製はがきを１枚申込書と同封すること。

参加料　　　１チーム　○○○○○円（本大会の参加費は含まない）

　　　　　　参加料は下記の口座に振り込み、その領収書のコピーを申込書と同封のうえ、申込先に申し込むこと。なお、参加料振り込み領収書コピー添付なき申し込みは無効とする。\*入金の際、必ず大学名を入れてください。

　　　　　　[振込先]　 ○○銀行　○○支店　口座番号：普通預金　○○○○○○

　　　　　　　　　　　-----------------------------------------------　宛

チーム　　　１）　参加申し込み時のエントリーは１チーム、部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー、学生審判各１名とし、選手のエントリー人数については特に制限をもうけない。

　　　　　　２）　各試合時のエントリーは１チーム、部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー各１名、選手１４名の合計１９名以内とする。

締切期日　　平成○○年○月○日（○）必着

　　　　　　（原則として締切期日に間に合わない場合はこれを認めない。）

代表者会議　１）　日時　平成○年○月○日（○）午前○：○○より

　　　　　　２）　場所　○○○　　　　＊各チームは責任のもてる代表者１名を必ず出席させること。

その他　　　１）　選手番号は１～９９の数字とする。

　　　　　　２）　部長・監督・コーチ・マネージャー・トレーナー章は規定のものを用いること。

　　　　　　３）　エントリーの変更は代表者会議終了までに行うこと。それ以後の変更は認めない。

　　　　　　４）　選手は大会前に健康診断を受けること。

　　　　　　５）　大会期間中に選手が負傷したとき、応急手当（医者に見せるまでの救急処置）はするが、それ以後の責任は負わない。

６）　大会に関する問い合わせ先

〒----------　住所------------------　---------------宛　Tel-----------------

７）　申し込みに必要な書類

　　　　　　　　　・参加申込み書を九州学連ホームページよりダウンロードし、必要事項を打ち込んだものをメールに添付、送信する

・申込み書に**押印**した上で上記住所まで郵送する

　　　　　　　　　・大会参加料振り込みの領収書のコピー　１通

　　　　　　　　　・宛名明記の官製はがき　１枚

・チーム集合写真、監督・コーチ・トレーナー**・**主将・運営委員、学生審判すべて顔写真をデジタルカメラで撮影し、メールでデータを送付する

（ 写真の撮影については別途掲載資料を確認してください。）

・チーム集合写真はユニフォーム着用の上、選別したものを提出

＊パンフレットに沿わない表情は取り直しになります。＊メールアドレス：----------------------

（１０）レギュラーラウンド個人賞表彰規定について

　　　　１部リーグの個人賞はレギュラーラウンドの結果のみを参考に決定する。

（a）個人賞の種類

　　　　　・スパイク賞

　　　　　・サーブ賞

　　　　　・ブロック賞

　　　　　・レシーブ賞

　　　　　・セッター賞

　　　　　・リベロ賞

　　　　　・サーブレシーブ賞

　　　　　・猛打賞

　　　　　・最多得点賞（ベストスコアラー賞）

　　　　　・敢闘賞

　　　　　・ベストオブサポート賞

　　　　　・最優秀選手賞

　　　　　・新人賞

　　　　　・優勝監督賞

　　　　（b）受賞資格

　　　　　　１部リーグでは~~ＪＶＩＳ~~→ＪＶＩＭＳを用いてデータ集計を行う。（注１）各個人賞の受賞資格は以下のとおりとする。

　　　　　・スパイク賞　　スパイク決定率が最も高い者

　　　　　・サーブ賞　　　サーブ効果率が最も高い者

　　　　　・ブロック賞　　ブロック決定率が最も高い者

　　　　　・レシーブ賞　　監督・学連委員の投票により決定（リベロは除く）

　　　　　・セッター賞　　　　　　　　〃

　　　　　・リベロ賞　　　　　　　　　〃

　　　　　・敢闘賞　　　　　　　　　　〃

　　　　　・サーブレシーブ賞　　サーブレシーブ成功率が最も高い者

　　　　　・猛打賞　　スパイク本数が最も多い者

　　　　　・最多得点（ベストスコアラー）賞　　スパイク、ブロック、サーブにおいて最も多く得点を挙げた者

　　　　　・ベストオブサポート賞　　審判委員からの推薦により選ばれたチーム

　　　　　・最優秀選手賞

　　　　　・新人賞（春季１年生のみ）

　　　　　・優勝監督賞

1. バレーボール選手における技術項目について評価し、技術別成績を算出しているもの。[プレミアリーグ](http://s-words.net/w/E38397E383ACE3839FE382A2E383AAE383BCE382B0.html)やチャレンジリーグ、地域リーグなど重要な国内競技会の試合において行われる。技術項目にはアタック、ブロック、サーブなどさまざまな項目が含まれ、評価したデータを基に、~~JVIS (JVA技術統計システム)~~→JVIMS（JVA新試合情報管理システム）によって統計処理を行って算出する。判定をするには[技術統計判定員](http://s-words.net/w/E68A80E8A193E7B5B1E8A888E588A4E5AE9AE593A1.html)の資格が必要で、技術統計指導員、上級指導員、判定員などに分かれている。試合中には、公認判定員、データを入力する入力員、バックアップするための記録員がおり、この統計を行っている。ブロックの判定を確実に行うために、コートの後方にブロック判定補助員がいる場合もある。

（１１）ファイナルラウンド競技運営規約

第１条（目的）

　　　　九州地区内大学のバレーボール技術の向上を図るため、相互練磨の機会をより多く与え、大学間の親和とバレーボールの普及発展に寄与する。

第２条（名称）

　　　　本競技会は「九州大学バレーボール男女リーグ」（略称　九州大学リーグ）と称し、個々の大会は「平成〇〇年度　九州大学〇季バレーボール男女リーグ〇〇大会」と称する。

第３条（主催及び主管）

　　　　本競技会の主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管は会場県を統括する大学バレーボール連盟および県バレーボール協会とする。

第４条（所管及び運営）

　　　　本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟理事会とし、その運営は別に定める「九州大学バレ―ボール男女リーグ運営委員会」（略称　リーグ運営委員会）とする。

第５条（参加チーム）

　　　　（財）日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟および九州大学バレーボール連盟に有効に登録されたチームで男女の１部校（各１２チーム）とする。

第６条（競技規則）

　　　　（財）日本バレーボール協会６人制及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技申し合わせ事項による。

第７条（開催時期及び競技方法）

　　　　年間春季及び秋季の２回とし、競技方法は各部とも総当たり戦５セットマッチとする。

第８条（順位決定方法）

　　　　（財）日本バレーボール協会の定める「リーグ戦順位決定方法」による。

第９条（開催地）

　　　　本競技会の開催は、男女いずれかの大会を各県持ち回りとし、その順序は

　　　　春季・長崎（男子）佐賀（女子）、　　秋季・福岡（男子）熊本（女子）

　　　　春季・沖縄（男子）鹿児島（女子）、　秋季・宮﨑（男子）大分（女子）

　　　　春季・佐賀（男子）長崎（女子）、　　秋季・熊本（男子）福岡（女子）

　　　　春季・鹿児島（男子）沖縄（女子）、　秋季・大分（男子）宮﨑（女子）

　　　　の順序とする。

第10条（競技日程）

　　　　 各大会は４日間とし、その日程を第１日目は代表者会議・総会・審判講習会・開会式・リーグ、第２・３日目はリーグ、第４日目はリーグ・閉会式とする。

第11条（表彰）

　　　　 男女とも１位から３位までのチームに賞状を授与し、優勝チームには優勝カップ（持ち回り）を授与する。

なお、別に定める規定により、スパイク賞・サーブ賞・ブロック賞・レシーブ賞・セッター賞・リベロ賞・サーブレシーブ賞・猛打賞・最多得点（ベストスコアラー）賞・敢闘賞・ベストオブサポート賞・最優秀選手賞・新人賞・優勝監督賞の個人賞を授与する。

第12条（役員及び審判員）

　　　　 各大会役員には連盟役員及び各県協会役員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学学生があたることを

原則とする。

第13条（運営費及び分担金）

　　　　 本競技会の運営費は各大学が競技会参加のため納入する分担金（参加費）その他の収入をもってあてる。

　　　　 分担金の額は代表員会がこれを定める。

第14条（参加チームの旅費・宿泊費）

　　　　 参加チームの旅費、宿泊費等チームの自弁とする。

第15条（チームの各部入れ替え）

（１）１部と２部間では１部の１１位と２部の２位、１部の１２位と２部の１位が入れ替え戦（５セットマッチ）を行う。入れ替え戦の経費は本競技会の運営費より支出し、その期間・開催地については大会開催県代表委員と入れ替え戦出場両チームの競技により決定する。

（２）入れ替え戦後の順位は入れ替えが行われたチームの順位をそのまま反映させる形とする。

　　　　　　　（例）１部の１１位と２部の２位で入れ替えがあった場合

１部の１１位→２部の２位

２部の２位→１部の１１位

第16条（棄権）

　　　　 全試合届出棄権をした場合は当該部の最下位となり、入れ替え戦の出場は認めない。また、次季リーグ戦では次の部の最下位とする。

第17条（その他）

　　　　 一、大学名称等の変更に伴う所属リーグの処置については、前大学名で所属していたリーグで大会参加させるものとする。

　　　　 一、同一学校法人における４年制大学及び短期大学のチームが従来は個別に登録していたのを合併して登録した場合の所属リーグの処置については、上位のリーグで大会参加させるものとする。

（１２）ファイナルラウンド運営委員会規約

第１条　九州大学バレーボール男女リーグ競技運営規約第４条に基づき、同規約第９条の開催地毎に全九州大学バレーボ

　　　　－ル男女リーグ運営委員会（略称リーグ運営委員会）を置く。

第２条　リーグ運営委員会は下記の事業を行う。

　　　　１、九州大学バレーボール男女リーグ本大会の開催

　　　　　一、代表者会議・審判講習会及び式典

　　　　　一、競技会の就行

　　　　　一、その他本大会開催に必要な事項

第３条　リーグ運営委員会の構成は次の通りとする。

　　　　顧問（若干名）、リーグ運営担当理事（１名）、運営委員長（１名）、運営副委員長（若干名）

　　　　総務：総務委員長（１名）、総務副委員長（若干名）、総務委員（若干名）

　　　　競技：競技委員長（１名）、競技副委員長（若干名）、競技委員（若干名）

　　　　審判：審判長（１名）、副審判長（若干名）、審判員（若干名）

第４条　顧問は開催地大学の部長監督ならびに開催県バレーボール協会委員（理事長・審判長・競技委員長）がこれを務

　　　　め、本運営委員会の相談役として事業が円滑に進むよう協力する。

第５条　リーグ運営担当理事は、理事会から推薦されたものがこれを務め、本運営委員会が円滑に進むよう指導する。

第６条　運営委員長は九州大学バレーボール連盟委員長がこれを務め、執行部の責任者として会務の実行にあたる。

第７条　運営副委員長は九州大学バレーボール副委員長ならびに開催県学連代表委員及び開催県から推薦された者がこれ

を務め、運営委員長がこれを任命する。副委員長が委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第８条　総務部・競技部・審判部の各正副委員長ならびに各委員は開催県学連代表委員から推薦された者がこれを務め、

運営委員長がこれを任命する。

第９条　競技会の運営については開催県バレーボール協会と緊密な連絡協調を図り、リーグ運営委員会全員の協力のもとに競技会開催の完全な遂行を期するものとする。

（１３）ファイナルラウンド開催準備手順

１１月下旬　次年度開催期日及び当番県決定（秋季総会）

　　　　　　新代表委員候補者指名……各県学連より提出

１２月上旬　九州バレーボール連盟と期日、当番県の調整（九州各県理事長会議）

１月上旬　　学連代表委員会開催……今年度連盟3役員選出

　　　　　・前年度行事の反省と今年度行事の大要の審議

　　　　　・リーグ当番学連は県協会と連絡をとり、会場を予約・確保する。

　　　　　・代表者会議、総会の会場も予約

　　　　　　各開催県毎にリーグ運営委員会を結成。開催の概要について審議し、次の各委員長を決定する。

　　　　　　大会委員長・大会副委員長・競技委員長・総務委員長・審判長（県協会より）

３月下旬　　春季リーグ開催要項及び申込書をHPへアップ（会場の確認）

４月下旬　　春季リーグ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員,式典,メンバー表

試合順序を決め、プログラム原稿完成次第、印刷依頼

　　　　　　役員,審判委嘱及び派遣依頼状発送

大会時　　　代表者会議資料、総会資料

　　　　　　開会式.審判講習会.受付

　　　　　　試合コート.役員席.更衣室.放送設備.審判関係用紙.広報

　　　　　　接待（昼食.茶）.審判謝礼

　　　　　　閉会式（各会場毎）.賞状.優勝旗・優勝杯.個人賞

　　　　　　入替え準備

　　　　　　会計整理

８月上旬　　秋季リーグ開催要項及び申込書（会場確認）

９月下旬　　秋季リーグ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員,式典,メンバー表,

試合順序を決め、プログラム完成次第、印刷依頼

　　　　　　役員審判委嘱及び派遣依頼状発送

大会時　　　代表者会議資料.総会資料

　　　　　　開会式.審判講習会.受付

　　　　　　試合コート.役員席.更衣室.放送設備.審判関係用紙.広報

　　　　　　接待（昼食.茶）.審判謝礼

　　　　　　閉会式（各会場毎）.賞状.優勝旗・優勝杯.個人賞

　　　　　　入替え準備

　　　　　　会計整理

（１４）ファイナルラウンド役員編成基準について

１、大会名誉長・大会名誉副会長

　　　九州バレーボール連盟会長を大会名誉会長とし、九州大学バレーボール連盟名誉会長及び主管県バレーボール協会会長を大会名誉副会長とする。

２、大会会長

　　　九州大学バレーボール連盟会長を大会会長とする。

３、大会副会長

　　　九州大学バレーボール連盟副会長・主管県大学バレーボール連盟会長を大会副会長とする。なお、必要に応じて主管県学連が推薦するものを加えることができる。

４、顧問

　　　九州大学バレーボール連盟理事（各県バレーボール協会理事長）・九州大学バレーボール連盟顧問及び主管県学連が推薦するものを顧問とする。

５、参与

　　　九州大学バレーボール連盟参与及び主管県学連が推薦するものを参与とする。

６、大会委員長

　　　九州大学バレーボール連盟理事長を大会委員長とする。

７、大会副委員長

　　　九州大学バレーボール連盟委員長及び県学連委員長を大会副委員長とする。

８、競技委員長

　　　九州大学バレーボール連盟競技委員長を大会の競技委員長とする。

９、審判長

　　　主管県バレーボール協会が推薦するものとする。

１０、総務委員長

　　　　主管県学連が推薦するものとする。

（１５）ファイナルラウンドプログラム掲載内容について

○あいさつ（大会会長及び九州学連委員長）

　　　○競技日程及び開・閉会式次第

　　　○大会役員一覧

　　　○九州学連役員一覧

　　　○選手一覧

　　　○会場案内

　　　○宿舎一覧

　　　○大会申し合せ事項及び注意事項

　　　○プロトコール

　　　注）掲載順序は開催地で決める

（１６）ファイナルラウンド役員の旅費規定について

九州学連より派遣される役員（九州学連長、副会長及び正副委員長）並びに担当者の交通費・宿泊費は、次の基準によって主管県学連が負担する。

１）往復交通費

　　片道１００㎞未満は普通旅客運賃

　　片道１００㎞以上は普通旅客運賃と特別急行料金・新幹線を利用するときはその特別急行料金

２）宿泊費

　　主管県学連が指定した宿泊所の実費

（１７）ファイナルラウンド組合わせ表及び役員割り当て表



（１８）ファイナルラウンド要項・内容基準について

平成○○年度九州大学○季バレーボール○子リーグファイナルラウンド開催要項

主催　九州バレーボール連盟　　九州大学バレーボール連盟

主管　○○県バレーボール協会　○○県大学バレーボール連盟

（１）開催期間　平成○年○月○日（○）より○日（○）まで４日間

（２）会　　場　コート名　　所在地住所　　電話番号

（３）参加資格　平成○年度（財）日本バレーボール協会並びに全日本大学バレーボール連盟・九州大学バレーボール連盟

　　　　　　　　　登録規定により有効に登録された大学生で組織された単独チーム

（４）競技規則　平成○年度（財）日本バレーボール協会６人制競技規則による

（５）競技方法　第１日目　○月○日（○）　開会式

　　　　　　　　　第２日目　○月○日（○）　リーグ戦

　　　　　　　　　第３日目　○月○日（○）　　〃

　　　　　　　　　第４日目　○月○日（○）　　〃

1. 試合は全試合３セットマッチとする。但し、男子１部およぶ女子１部は５セットマッチとする。
2. ２部～６部は各チーム総当たりのリーグ戦とし、~~７部~~→最下位部については参加チーム数が３チーム以下の場合は~~６部~~→上位の部に入れてリーグ戦、４チーム以上の場合は総当たりのリーグ・トーナメントとする。
3. 入れ替え戦は1部の12位と2部の1位、1部の11位と2部の2位、2部以下は、上位リーグ6位と下位リーグ1位間で行う

（６）使用球　（財）日本バレーボール協会検定18枚張り5号球とする。

（７）申込方法　１）書式　所定の申し込み用紙を用い、締切り期日までに○通作成のうえ、下記の申し込み先まで申し込むこと。

　　　　　　　　　２）申込先　〒○○　－－－－－－－－－－－－－－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－－－－－－－－－宛　（℡－－－－－－－－）

1. 受付通知　上記の手続き完了チームには、その旨折り返し通知する。申し込みの際、受付完了通知用の為、宛名明記の管製はがきを1枚申し込み書と同封すること。

（８）参加料　1チーム○○○○○円

　　　　　　　　　参加料は下記の口座に振り込み、その領収書のコピーを申し込み書と同封のうえ、申し込む

　　　　　　　　　なお、参加料振り込み領収書コピー添付なき申し込みは無効とする。

　　　　　　　　　振込み用紙の払込み氏名は個人名ではなく、大学名を記入のこと。

　　　　　　　　　[振り込み先]　○○銀行○○支店　口座番号：普通預金○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○宛

9）申し込みに必要な書類

・参加申し込み書　○通

・大会参加料振込みの領収書のコピー　1通

・宛名明記の官製はがき　1枚

・宿泊申し込み書

・監督、コーチ懇談会の出欠用紙

・（財）日本バレーボール協会登録用紙の写し　1通

（１９）ファイナルラウンド代表者会議次第について

代表者会議は原則として試合前日の午後3時より参加チームを集めて、次の次第により大会総務委員長の司会のもとに開催するものとする。

　 （各チームはメンバー変更、訂正等のこともあるので責任のもてる人を必ず出席させること。）

（１）開会の辞（大会委員長）

（２）会長あいさつ（大会会長又は副会長）

（３）歓迎の辞（開催地協会代表その他）－－必要に応じて

（４）競技場の注意（競技委員長）

（５）審判上の注意（審判長）

（６）連絡事項（総務委員長）－－開・閉会式の説明を含む

（７）追加登録について（学連総務委員）

（８）質疑応答

（９）閉会の辞（大会委員長）

＊閉会後必要あれば抽選会を行う。

（２０）ファイナルラウンド開会式・閉会式次第について

開会式・閉会式は画一的にならぬように配慮し、当該大会にふさわしい内容のものを企画する。なお、入場行進は行わない。また、内容については下記のものを含むものとする。

　○開会式－－－（1）開会宣言（地元学連委員長）

　　　　　　　　（2）優勝旗・トロフィー返還ならびにレプリカ授与

　　　　　　　　（3）大会会長あいさつ

　　　　　　　　（4）大会委員長あいさつ

　　　　　　　　（5）開催地歓迎のあいさつ

　　　　　　　　（6）選手宣誓（全大会の1部優勝チーム主将）

　○閉会式－－－（1）表彰［成績発表も含む］

　　　　　　　　（2）あいさつ

　　　　　　　　（3）閉会宣言（地元学連委員長）

（２１）ファイナルラウンドの事務処理について

１、主管県学連は大会終了後1ヶ月以内に下記各項について報告書を作成し、九州学連の理事長及び事務局に提出しなければならない。

　　　（１）大会経費（予算及び決算について）

　　　（２）競技成績（各部リーグの順位及びスコアーと入れ替え戦の結果及びスコアー）

　　　（３）所感及び要望事項

　　　（４）その他

２、大会プログラム及び競技成績を下記に1部ずつ送付すること。

＊九州学連役員－会長、副会長、顧問、参与、理事、監事

　　　＊大会役員－－名誉会長、名誉副会長、大会会長、大会副会長、顧問、参与、主管県バレーボール協会、関係団体

　　　（注）兼任の場合は重複を避けること。

（２２）ファイナルラウンド開催留意事項

１、 秋季大会開催の準備手順日程は、要項及び申し込み書印刷より春季の日程を考慮してずらすこと。

２、登録料・加盟料・援助金は登録時に連盟事務局宛、大会参加料は参加申し込み時に開催地運営委員会宛

　　　　に納入することを原則とする。

３、監督・コーチ会議は開催地大学監督が当番となるので、連絡調整の上、案内状と出欠返信はがきを同封

すること。

４、プログラムの形式内容は前大会を参照し、メンバー表は簡素に、広告のスペースを多く取ること。

５、審判員は当番県協会と打ち合せ、早めに大会会長名で委任状・派遣依頼状を発送のこと。

６、代表者会議の会場は７０～８０名収容可能な一室を準備すること。資料は運営委員会・連盟本部で必要なものを準備すること。

７、開会式準備はプログラムにより、各部全員が主会場にて出場し、厳粛かつ円滑に遂行すること。

８、副審・記録係は予め各チームより氏名を届け出させ、協会と打ち合せ審判講習会講師を依頼しておくこと。

９、試合コートは各部が１コートを専用すること。

１０、試合を遅滞なく円滑に進行するために、プログラムに試合順序と副審・線審・記録員の割当表を明記しておくこと。

１１、閉会式は試合会場が２会場に分散したときは会場毎に行うこと。

１２、個人賞は個人成績を毎日集計し、賞状授与を遅滞なく行えるよう準備しておくこと。

１３、入替戦は受挑戦チーム（上位部最下位チーム）のコートで行う。

１４、参加チームの宿泊は運営委員会は直接には斡旋せず、旅行業者・旅館組合等に依頼すること。

１５、大会前日・当日の試合コートも斡旋しない。

１６、開催要項・参加申し込み用紙の発送に当っては、事務局と登録チームを確認した上で、各チームへ発送すること。

（２３）ファイナルラウンド順位決定方法

　レギュラーラウンドの結果により、Ａパート上位４チーム、Ａパート下位２チーム・Ｂパート上位２チーム、Ｂパート下位４チームに分かれて４チームで５セットマッチの総当たり戦を行う。順位決定は

１、ファイナルラウンドの勝敗

２、セット率

３、レギュラーラウンドでの順位　とする。

（２４）ファイナルラウンド運営マニュアル

（附則）

１、この開催要項は昭和５９年度より実施し、各チームの各位の所属は昭和５８年度春季リーグの成績により決定する。

２、この開催要項の改定は理事会の議決がなければならない。

３、本要項に定める以外の事項は理事会の議を経て決定する。

４．この関係要項は平成２７年度春より実施される。

**４、本大会について**

（１）九州大学バレーボール男女リーグ本大会競技運営規約

第１条（目的）

　　　　九州地区内大学のバレーボール技術の向上を図るため、相互練磨の機会をより多く与え、大学間

　　　　の親和とバレーボールの普及発展に寄与する。

第２条（名称）

　　　　本競技会は「九州大学バレーボール男女リーグ」（略称　九州大学リーグ）と称し、個々の大会は

　　　　「平成〇〇年度　九州大学〇季バレーボール男女リーグ〇〇大会」と称する。

第３条（主催及び主管）

　　　　本競技会の主催は九州大学バレーボール連盟ならびに九州バレーボール連盟とし、各大会の主管

　　　　は会場県を統括する大学バレーボール連盟および県バレーボール協会とする。

第４条（所管及び運営）

　　　　本競技会の所管は九州大学バレーボール連盟理事会とし、その運営は別に定める「九州大学バレ

　　　　―ボール男女リーグ運営委員会」（略称　リーグ運営委員会）とする。

第５条（参加チーム）

~~（財）日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟および九州大学バレーボール連盟に~~

~~有効に登録されたチームで男女の２～４部は６チーム、男女の６部及び女子の５部は残余チームとする。~~

　　　→（財）日本バレーボール協会、全日本大学バレーボール連盟および九州大学バレーボール連盟に有効に登録されたチームで２部～最下位部は原則６チームとする。なお最下位部の登録が３チーム以下の場合は、上位の部に加えてリーグを行う。

第６条（競技規則）

　　　　（財）日本バレーボール協会６人制及び別に定められた九州大学バレーボール連盟競技申し合わせ事項による。

第７条（開催時期及び競技方法）

　　　　年間春季及び秋季の２回とし、競技方法は各部とも総当たり戦３セットマッチとする。但し、最下部の試合形式

は主管県に任せる。

第８条（順位決定方法）

　　　　（財）日本バレーボール協会の定める「リーグ戦順位決定方法」による。

第９条（開催地）

　　　　本競技会の開催は、男女いずれかの大会を各県持ち回りとし、その順序は

　　　　春季・長崎（男子）佐賀（女子）、　　秋季・福岡（男子）熊本（女子）

　　　　春季・沖縄（男子）鹿児島（女子）、　秋季・宮﨑（男子）大分（女子）

　　　　春季・佐賀（男子）長崎（女子）、　　秋季・熊本（男子）福岡（女子）

　　　　春季・鹿児島（男子）沖縄（女子）、　秋季・大分（男子）宮﨑（女子）

　　　　の順序とする。

第10条（競技日程）

　　　　 各大会は４日間とし、その日程を第１日目は代表者会議・総会・審判講習会・開会式、第２・３日目はリーグ、第４日目はリーグ・閉会式とする。

第11条（表彰）

　　　　 各部男女とも１位から３位までのチームに賞状を授与し、優勝チームにはそれぞれ優勝盾（持ち回り）を授与す

る。なお、別に定める規定により、各部男女毎に最優秀選手賞・サーブ賞・スパイク賞・ブロック賞の個人賞を授与する。

第12条（役員及び審判員）

　　　　 各大会役員には連盟役員及び各県協会役員がこれにあたり、審判員は各県協会及び参加大学学生があたることを

原則とする。

第13条（運営費及び分担金）

　　　　 本競技会の運営費は各大学が競技会参加のため納入する分担金（参加費）その他の収入をもってあてる。

　　　　 分担金の額は代表員会がこれを定める。

第14条（参加チームの旅費・宿泊費）

　　　　 参加チームの旅費、宿泊費等チームの自弁とする。

第15条（チームの各部入れ替え）

（１）　各部の最下位チーム（最下部を除く）は、下位各部の最上位チーム（１部を除く）とリーグ戦終了後入れ替え戦（３セットマッチ）を行うことを原則とする。入れ替え戦の経費は本競技会の運営費より支出し、その期間・開催地については大会開催県代表委員と入れ替え戦出場両チームの競技により決定する。

（２）　入れ替え戦後の順位は入れ替えが行われたチームの順位をそのまま反映させる形とする。

　　　　　　　（例）１部の１１位と２部の２位で入れ替えがあった場合

１部の１１位→２部の２位

２部の２位→１部の１１位

第16条（棄権）

　　　　 全試合届出棄権をした場合は当該部の最下位となり、入れ替え戦の出場は認めない。また、次季リーグ戦では次の部の最下位とする。

第17条（その他）

　　　　 一、大学名称等の変更に伴う所属リーグの処置については、前大学名で所属していたリーグで大会参加させるものとする。

　　　　 一、同一学校法人における４年制大学及び短期大学のチームが従来は個別に登録していたのを合併して登録した場合の所属リーグの処置については、上位のリーグで大会参加させるものとする。

（附則）

１、この開催要項は昭和５９年度より実施し、各チームの各位の所属は昭和５８年度春季リーグの成績により決定する。

２、この開催要項の改定は理事会の議決がなければならない。

３、本要項に定める以外の事項は理事会の議を経て決定する。

４．この関係要項は平成２７年度春より実施される。

（２）九州大学バレーボール本大会運営委員会規約

第１条　九州大学バレーボール男女リーグ競技運営規約第４条に基づき、同規約第９条の開催地毎に全九州大学バレーボ

　　　　－ル男女リーグ運営委員会（略称リーグ運営委員会）を置く。

第２条　リーグ運営委員会は下記の事業を行う。

　　　　１、九州大学バレーボール男女リーグ本大会の開催

　　　　　一、代表者会議・審判講習会及び式典

　　　　　一、競技会の就行

　　　　　一、その他本大会開催に必要な事項

第３条　リーグ運営委員会の構成は次の通りとする。

　　　　顧問（若干名）、リーグ運営担当理事（１名）、運営委員長（１名）、運営副委員長（若干名）

　　　　総務：総務委員長（１名）、総務副委員長（若干名）、総務委員（若干名）

　　　　競技：競技委員長（１名）、競技副委員長（若干名）、競技委員（若干名）

　　　　審判：審判長（１名）、副審判長（若干名）、審判員（若干名）

第４条　顧問は開催地大学の部長監督ならびに開催県バレーボール協会委員（理事長・審判長・競技委員長）がこれを務

　　　　め、本運営委員会の相談役として事業が円滑に進むよう協力する。

第５条　リーグ運営担当理事は、理事会から推薦されたものがこれを務め、本運営委員会が円滑に進むよう指導する。

第６条　運営委員長は九州大学バレーボール連盟委員長がこれを務め、執行部の責任者として会務の実行にあたる。

第７条　運営副委員長は九州大学バレーボール副委員長ならびに開催県学連代表委員及び開催県から推薦された者がこれ

を務め、運営委員長がこれを任命する。副委員長が委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第８条　総務部・競技部・審判部の各正副委員長ならびに各委員は開催県学連代表委員から推薦された者がこれを務め、

運営委員長がこれを任命する。

第９条　競技会の運営については開催県バレーボール協会と緊密な連絡協調を図り、リーグ運営委員会全員の協力のもとに競技会開催の完全な遂行を期するものとする。

（３）九州大学バレーボール男女リーグ本大会開催準備手順

１１月下旬　次年度開催期日及び当番県決定（秋季総会）

　　　　　　新代表委員候補者指名……各県学連より提出

１２月上旬　九州バレーボール連盟と期日、当番県の調整（九州各県理事長会議）

１月上旬　　学連代表委員会開催……今年度連盟3役員選出

　　　　　・前年度行事の反省と今年度行事の大要の審議

　　　　　・リーグ当番学連は県協会と連絡をとり、会場を予約・確保する。

　　　　　・代表者会議、総会の会場も予約

　　　　　　各開催県毎にリーグ運営委員会を結成。開催の概要について審議し、次の各委員長を決定する。

　　　　　　大会委員長・大会副委員長・競技委員長・総務委員長・審判長（県協会より）

３月下旬　　春季リーグ開催要項及び申込書をHPへアップ（会場の確認）

４月下旬　　春季リーグ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員,式典,メンバー表

試合順序を決め、プログラム原稿完成次第、印刷依頼

　　　　　　役員,審判委嘱及び派遣依頼状発送

大会時　　　代表者会議資料、総会資料

　　　　　　開会式.審判講習会.受付

　　　　　　試合コート.役員席.更衣室.放送設備.審判関係用紙.広報

　　　　　　接待（昼食.茶）.審判謝礼

　　　　　　閉会式（各会場毎）.賞状.優勝旗・優勝杯.個人賞

　　　　　　入替え準備

　　　　　　会計整理

８月上旬　　秋季リーグ開催要項及び申込書（会場確認）

９月下旬　　秋季リーグ申し込み締め切り。運営委員会にて大会役員,式典,メンバー表,

試合順序を決め、プログラム完成次第、印刷依頼

　　　　　　　役員審判委嘱及び派遣依頼状発送

大会時　　　　代表者会議資料.総会資料

　　　　　　　開会式.審判講習会.受付

　　　　　　　試合コート.役員席.更衣室.放送設備.審判関係用紙.広報

　　　　　　　接待（昼食.茶）.審判謝礼

　　　　　　　閉会式（各会場毎）.賞状.優勝旗・優勝杯.個人賞

　　　　　　　入替え準備

　　　　　　　会計整理

（４）九州大学バレーボール男女リーグ本大会役員編成基準について

１、大会名誉長・大会名誉副会長

　　　九州バレーボール連盟会長を大会名誉会長とし、九州大学バレーボール連盟名誉会長及び主管県バレーボール協会会長を大会名誉副会長とする。

２、大会会長

　　　九州大学バレーボール連盟会長を大会会長とする。

３、大会副会長

　　　九州大学バレーボール連盟副会長・主管県大学バレーボール連盟会長を大会副会長とする。なお、必要に応じて主管県学連が推薦するものを加えることができる。

４、顧問

　　　九州大学バレーボール連盟理事（各県バレーボール協会理事長）・九州大学バレーボール連盟顧問及び主管県学連が推薦するものを顧問とする。

５、参与

　　　九州大学バレーボール連盟参与及び主管県学連が推薦するものを参与とする。

６、大会委員長

　　　九州大学バレーボール連盟理事長を大会委員長とする。

７、大会副委員長

　　　九州大学バレーボール連盟委員長及び県学連委員長を大会副委員長とする。

８、競技委員長

　　　九州大学バレーボール連盟競技委員長を大会の競技委員長とする。

　９、競技副委員長

　　　主管県学連が推薦するものとする。

10、審判委員長

　　　九州大学バレーボール連盟審判長を大会の審判長とする。

　11、副審判委員長

　　　主管学連が推薦するものとする。

12、総務委員長

　　　九州大学バレーボール連盟総務委員長を大会の総務委員長とする。

　13、総務副委員長

　　　主管県学連が推薦するものとする。

（５）九州大学バレーボール男女リーグ本大会プログラム掲載内容について

　　　○あいさつ（大会会長及び九州学連委員長）

　　　○競技日程及び開・閉会式次第

　　　○大会役員一覧

　　　○九州学連役員一覧

　　　○選手一覧

　　　○会場案内

　　　○宿舎一覧

　　　○大会申し合せ事項及び注意事項

　　　○プロトコール

　　　注）掲載順序は開催地で決める

（６）九州大学バレーボール男女リーグ本大会役員の旅費規定について

　　　　九州学連より派遣される役員（九州学連長、副会長及び正副委員長）並びに担当者の交通費・宿泊費は、次の基準によって主管県学連が負担する。

１）往復交通費

　　片道１００㎞未満は普通旅客運賃

　　片道１００㎞以上は普通旅客運賃と特別急行料金・新幹線を利用するときはその特別急行料金

２）宿泊費

　　主管県学連が指定した宿泊所の実費

（７）九州大学バレーボール男女リーグ本大会組み合せ表および役員割当表



（８）九州大学バレーボール男女リーグ本大会　大会要項の形式・内容基準について

平成○○年度九州大学○季バレーボール○子リーグ○○大会開催要項

主催　九州バレーボール連盟

九州　大学バレーボール連盟

主管　○○県バレーボール協会

○○県大学バレーボール連盟

（１）開催期間　平成○年○月○日（○）より○日（○）まで４日間

（２）会　　場　コート名　　所在地住所　　電話番号

（３）参加資格　平成○年度（財）日本バレーボール協会並びに全日本大学バレーボール連盟・九州大学バレーボール連盟登録規定により有効に登録された大学生で組織された単独チーム

（４）競技規則　平成○年度（財）日本バレーボール協会６人制競技規則による

（５）競技方法　第１日目　○月○日（○）　開会式

　　　　　　　　　第２日目　○月○日（○）　リーグ戦

　　　　　　　　　第３日目　○月○日（○）　　〃

　　　　　　　　　第４日目　○月○日（○）　　〃

1. 試合は全試合３セットマッチとする。但し、男子１部およぶ女子１部は５セットマッチとする。
2. ２部～~~６部~~→最下位部は各チーム総当たりのリーグ戦とし、~~７部~~→最下位部については参加チーム数が３チーム以下の場合は６部に入れてリーグ戦、４チーム以上の場合は総当たりのリーグ・トーナメントとする。
3. 入れ替え戦は1部の12位と2部の1位、1部の11位と2部の2位、2部以下は、上位リーグ6位と下位リーグ1位間で行う

（６）使用球　（財）日本バレーボール協会検定18枚張り5号球とする。

（７）申込方法　１）書式　所定の申し込み用紙を用い、締切り期日までに○通作成のうえ、下記の申し込み先まで申し込むこと。

　　　　　　　　　２）申込先　〒○○　－－－－－－－－－－－－－－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－－－－－－－－－宛　（℡－－－－－－－－）

1. 受付通知　上記の手続き完了チームには、その旨折り返し通知する。申し込みの際、受付完了通知用の為、宛名明記の管製はがきを1枚申し込み書と同封すること。

（８）参加料　1チーム○○○○○円

　　　　　　　　　参加料は下記の口座に振り込み、その領収書のコピーを申し込み書と同封のうえ、申し込む

　　　　　　　　　なお、参加料振り込み領収書コピー添付なき申し込みは無効とする。

　　　　　　　　　振込み用紙の払込み氏名は個人名ではなく、大学名を記入のこと。

　　　　　　　　　[振り込み先]　○○銀行○○支店　口座番号：普通預金○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○宛

9）申し込みに必要な書類

・参加申し込み書　○通

・大会参加料振込みの領収書のコピー　1通

・宛名明記の官製はがき　1枚

・宿泊申し込み書

・監督、コーチ懇談会の出欠用紙

・（財）日本バレーボール協会登録用紙の写し　1通

（９）九州大学バレーボール男女リーグ本大会代表者会議次第について

代表者会議は原則として試合前日の午後3時より参加チームを集めて、次の次第により大会総務委員長の司会のもとに開催するものとする。

　 （各チームはメンバー変更、訂正等のこともあるので責任のもてる人を必ず出席させること。）

1. 開会の辞（大会委員長）
2. 会長あいさつ（大会会長又は副会長）
3. 歓迎の辞（開催地協会代表その他）－－必要に応じて
4. 競技場の注意（競技委員長）
5. 審判上の注意（審判長）
6. 連絡事項（総務委員長）－－開・閉会式の説明を含む
7. 追加登録について（学連総務委員）
8. 質疑応答
9. 閉会の辞（大会委員長）

＊閉会後必要あれば抽選会を行う。

（１０）九州大学バレーボール男女リーグ本大会開会式・閉会式次第について

開会式・閉会式は画一的にならぬように配慮し、当該大会にふさわしい内容のものを企画する。なお、入場行進は行わない。また、内容については下記のものを含むものとする。

　○開会式－－－（1）開会宣言（地元学連委員長）

　　　　　　　　（2）優勝旗・トロフィー返還ならびにレプリカ授与

　　　　　　　　（3）大会会長あいさつ

　　　　　　　　（4）大会委員長あいさつ

　　　　　　　　（5）開催地歓迎のあいさつ

　　　　　　　　（6）選手宣誓（全大会の1部優勝チーム主将）

　○閉会式－－－（1）表彰［成績発表も含む］

　　　　　　　　（2）あいさつ

　　　　　　　　（3）閉会宣言（地元学連委員長）

（１１）九州大学バレーボール男女リーグ本大会の事務処理について

１、主管県学連は大会終了後1ヶ月以内に下記各項について報告書を作成し、九州学連の理事長及び事務局に提出しなければならない。

　　　（1）大会経費（予算及び決算について）

　　　（2）競技成績（各部リーグの順位及びスコアーと入れ替え戦の結果及びスコアー）

　　　（3）所感及び要望事項

　　　（4）その他

２、大会プログラム及び競技成績を下記に1部ずつ送付すること。

＊九州学連役員－会長、副会長、顧問、参与、理事、監事

　　　＊大会役員－－名誉会長、名誉副会長、大会会長、大会副会長、顧問、参与、主管県バレーボール協会、関係団体

　　　（注）兼任の場合は重複を避けること。

（１２）九州大学バレーボール男女リーグ本大会開催留意事項

１、秋季大会開催の準備手順日程は、要項及び申し込み書印刷より春季の日程を考慮してずらすこと。

２、登録料・加盟料・援助金は登録時に連盟事務局宛、大会参加料は参加申し込み時に開催地運営委員会宛

　　に納入することを原則とする。

３、監督・コーチ会議は開催地大学監督が当番となるので、連絡調整の上、案内状と出欠返信はがきを同封

すること。

４、プログラムの形式内容は前大会を参照し、メンバー表は簡素に、広告のスペースを多く取ること。

５、審判員は当番県協会と打ち合せ、早めに大会会長名で委任状・派遣依頼状を発送のこと。

６、代表者会議の会場は７０～８０名収容可能な一室を準備すること。資料は運営委員会・連盟本部で必要なものを準備

すること。

７、開会式準備はプログラムにより、各部全員が主会場にて出場し、厳粛かつ円滑に遂行すること。

８、副審・記録係は予め各チームより氏名を届け出させ、協会と打ち合せ審判講習会講師を依頼しておくこと。

９、試合コートは各部が１コートを専用すること。

１０、 試合を遅滞なく円滑に進行するために、プログラムに試合順序と副審・線審・記録員の割当表を明記しておくこと。

１１、閉会式は試合会場が２会場に分散したときは会場毎に行うこと。

１２、個人賞は個人成績を毎日集計し、賞状授与を遅滞なく行えるよう準備しておくこと。

１３、入替戦は受挑戦チーム（上位部最下位チーム）のコートで行う。

１４、参加チームの宿泊は運営委員会は直接には斡旋せず、旅行業者・旅館組合等に依頼すること。

１５、大会前日・当日の試合コートも斡旋しない。

１６、開催要項・参加申し込み用紙の発送に当っては、事務局と登録チームを確認した上で、各チームへ発

送すること。

（１３）九州大学バレーボール男女リーグ戦順位決定方法

　　　　　リーグ戦では、次の採点法を用いて順位を決定する。

　　　　　この方法によって、２つあるいはそれ以上のチームが同点となった場合は、下記の方法によって順位を

　　　　　決定する。

（１）セット率（取得したセットの総数を喪失したセット総数で除したもの）が高いものほど高順位とする。

　　　　　　　セット率＝　全試合の取得したセット総数

　　　　　　　　　　　　　全試合の喪失したセット総数

（２）前項の計算によってもなお同順位を生じた場合

ポイント率（全試合の総得点を全試合の総失点で除したもの）が高いほど高順位とする。

　　　　　　ポイント率＝　全試合の総得点数

　　　　　　　　　　　　　全試合の総失点数

（３）前２項の計算を行ってもなお同順位がある場合、次の方法による。

　（a）２チームの場合は、相互の試合の勝チームが上位となる。

　（b）３チーム以上の場合は、当該大会の大会委員長、競技委員長、審判長のいずれか一人が立合い抽選により順位を決定する。

（１４）九州大学バレーボール男女リーグ戦個人賞表彰規定について

１部～6部において、個人賞受賞資格の条件については以下のとおりである。また、男子1部リーグならびに

女子１部リーグについては別途定める。なお、男子最下部・女子最下部については下記(A)(B)(C)に基づくものとする。

（Ａ）出場セット数について

　自チームが行った試合セット数の３分の２以上出場したものが各個人賞（サーブ・スパイク・ブロック）

　の受賞資格があるものとする。

　（a） ５試合全てが２－０の場合—――７セット以上

　（b） ５試合のうち１試合がフルセットの場合―――８セット以上

　（c） ５試合のうち２試合がフルセットの場合―――８セット以上

　（d） ５試合のうち３試合がフルセットの場合―――９セット以上

　（e）　５試合のうち４試合がフルセットの場合―――１０セット以上

　（f）　５試合全てがフルセットの場合―――――――１０セット以上

（Ｂ）各個人賞の受賞資格の条件については以下に示す通りである。

　（a)スパイク賞の規定打数について

　　　（出場したセット数×６本）以上の打数がある者。

　　　　　決定本数

決定率＝―——————―

　　　　　総打数



（b）サーブ賞の規定打数について

　　（出場したセット数×３本）以上の打数がある者。

決定本数

決定率＝━━━━━━━━━

総打数



（ｃ）ブロック賞の規定出場セット数について

　　　（Ａ）の出場セット数に準ずる。

決定本数

決定率＝━━━━━━━━━

出場したセット数

（１５）運営マニュアル

１、リーグ運営委員会組織図

2．リーグ運営委員会の構成

　（1）リーグ運営担当理事：九州学連理事会推薦者

　（2）リーグ運営委員長：九州学連委員長

　（3）　〃　副委員長：　　　〃　副委員長（1名）、開催県代表委員

　（4）リーグ運営委員

　　　　①総務：総務委員長（1名）　総務副委員長（若干名）　総務委員（若干名）

　　　　②競技：競技委員長（1名）　競技副委員長（若干名）　競技委員（若干名）

　　　　③審判：審判長（1名：協会派遣新範委員）　副審判長（若干名）　審判員

　　　　※リーグ運営正副委員長は各会場責任者を兼ねる。

※各係の正副委員長は各班の班長を兼任することもできる。

3．各班の業務

　（1）総務

　　　　①総務班：運営物品の管理、弁当の手配と配布、パンフレット作成、ポスター作成、各部との連絡調整

　　　　②受付接待班：受付案内、試合結果や個人成績の掲示、パンフレット販売、役員への湯茶のサービス

　　　　③式典表彰班：開会式・閉会式（表彰式も含む）の準備と進行、表彰式に必要な物品の準備管理

　　　　④広報報道班：大会宣言（報道関係・協賛企業等への連絡、ポスター配布など）

　　　　⑤会計班：役員への旅費支払い、金銭の出納、パンフレットの売上金の管理、予算書・予算書の作成

　（2）競技

　　　　①コート班：コートの設営、試合に必要な物品の準備管理

　　　　②放送進行班：放送関係機器の準備、競技運営・式典に関わる放送、その他の放送業務

　　　　③競技記録班：IF記録、個人記録の集計保管

　（3）審判

　　　　①審判班：学生審判員の割当て作成、審判（主審）、関係用具の準備管理

　　　　②線審展示班：線審・点示員・ボールコレクターの割当て、関係用具の準備管理

4．リーグ開催のための諸会議

　（1）リーグ運営委員会正副委員長会議

　　　○各開催地リーグ運営委員会ならびに男子1部リーグ及び女子1部リーグ運営委員会の合同会議を代表員会開催時

か3月初旬までに開催し、リーグ運営についての打合せを行う。

　　　○各リーグ運営委員会正副委員長が出席する。

　（2）リーグ運営委員会

　　　○リーグ運営委員会正副委員長会議の結果に基づき、各開催地及び男子1部リーグ及び女子1部リーグのリーグ運

営委員会を組織し、リーグ開催のための諸準備を行う。

**５、九州大学バレーボール連盟旅費規程について**

**第１章　総則**

第１条　１、この規定は九州大学バレーボール連盟（以下、九州学連と呼ぶ）役員等に支給する旅費に関し基準を定めるものとする。

　　　　２、本学連の依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては他に定めのある場合を除いて、この規定による。

第２条　旅費の種類は鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費と宿泊費とする。

第３条　旅費は経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、職務上の必要がある場合はこの限りではない。

第４条　１、旅費の請求は所定の書類に必要事項を記入して事前に事務局に提出する。

　　　　２、旅費の精算は当該出張が完了した日から７日以内に行わなければならない。

第５条　旅費を県内出張と県外出張に分ける。

**第２章　県内出張**

第６条　県内出張については交通費の実費を支給する。

第7条　宿泊を要する場合は出張中の夜数に応じて一夜につき６０００円支給する。

**第３章　県外出張**

第８条　県外出張の旅費は鉄道賃・船賃・航空賃等の交通費と宿泊費とする。

第９条　鉄道賃は普通旅客運賃及び特別急行料金とする。

　　　　イ、片道１００km未満は普通旅客運賃

　　　　ロ、片道１００km以上は普通旅客運賃及び特別急行料金

　　　　　　但し、新幹線を利用できる時はその特別料金

第10条 航空賃は緊急の用務等のため必要と会長が認めた場合はその実費を支給する。

第11条 船賃は等級を区分する場合は下級の運賃とする。

第12条 会長は出張地の事情により、この規定による旅費・宿泊費の支給が妥当でないと認めた時は、これを減額または

増額することができる。

第13条 宿泊費は出張中の夜数に応じて、一夜につき６０００円を支給する。

第14条 職務上の必要または事故などやむを得ない事情によって宿泊した場合は宿泊費を支給することができる。

第15条 この規定の改廃は総会の議を経て定める。

附則　１、県外への出張は次の通りとする。

　　　イ、全日本学連が主催して行う競技会あるいは会議へ参加・出席する場合

　　　ロ、西日本学連が主催して行う競技会あるいは会議へ参加・出席する場合

　　　ハ、九州学連が主催して行う競技会あるいは会議へ参加・出席する場合

　　　ニ、その他

**６、九州大学バレーボール連盟出張伺**

出張伺

|  |  |
| --- | --- |
| 会長 | 会計 |
|  |  |
|

九州大学バレーボール連盟

会長　秋峯　良二　殿

　　　　　　　　出張者氏名　　　　　　　　　印

下記により出張いたしますのでお伺いします。

記

1. 目的
2. 期間　平成　年　月　日より　月　日まで　日間
3. 出張先

（県外出張については、出張を承認できるにたる要項

など添付すること。）

**７、九州学連、全日本学連及び西日本学連登録方法について**

（１）登録の種類

登録には下記の３種類の登録がある。

・全日本大学バレーボール連盟登録

・九州大学バレーボール連盟登録

・西日本大学バレーボール連盟登録

・（財）日本バレーボール協会加盟団体登録

※九州学連事務局は「全日本大学バレーボール連盟登録」「九州大学バレーボール連盟登録」「西日本大学バレーボール連盟登録」を取り扱う。「（財）日本バレーボール協会加盟団体登録」は各県学連に任せているため、各県学連の指示に従い、各県バレーボール協会の登録を行う。

（２）登録方法

九州大学バレーボール連盟登録

　　　　・指定された登録用紙に記入し、九州学連アドレスに送る

　　　　・九州学連、全日本学連及び西日本学連登録金を振り込む

　　　　・登録用紙、ＪＶＡ登録用紙、振り込み後の領収証を同封し学連事務局に送る

※九州学連に登録することで、全日本及び西日本への登録とする

（３）登録費

九州学連登録料（２０，０００円）＋全日本学連登録料（１０，０００円）＋西日本学連登録料（６，０００円）に新入部員登録料（１００円×新入部員数）を合計した金額。なお、新規登録料は１０，０００円。

（４）追加登録

１）九州大学バレーボール連盟追加登録

［１］本登録以降、春季リーグまでに入部した部員について

春季リーグに出場する際に本登録されていない部員を出場させたい場合は、九州学連登録係にその旨を連絡するか大会時の代表者会議の時、九州学連追加登録用紙を請求し、追加登録を行う。

［２］春季リーグ以降に入部した部員について

秋季リーグに出場する際に、本登録及び追加登録されていない部員を出場させたい場合も、上記［１］の手続きを行う。

２）全日本大学バレーボール連盟、西日本大学バレーボール連盟追加登録

追加登録は年１回となっている。全日本及び西日本インカレに出場する際に、本登録されていない部員（本登録以降に入部した部員）を出場させたい場合は、九州学連登録係にその旨を連絡し、追加登録用紙を請求し、追加登録を行う。

（５）チーム登録について、全日本学連は「財団法人日本バレーボール協会加盟チーム登録規定」に基づく。

また、九州学連は「九州大学登録規定」に基づいて行う。

（６）日本バレーボール協会「ＪＶＡ　ＭＲＳ」に必ず登録を行う。ＪＶＡ登録を行わない場合は、各種大会への参加が認められない。

**８、九州大学バレーボール連盟登録規程**

加盟チーム登録規定を下記の通り定める。

第１条　本会の加盟チームはこの規定の定めるところにより、そのチーム及び構成員が九州大学バレーボール連盟（以下、九州学連と呼ぶ）に登録されたチームでなければならない。

第２条　１．登録しようとするチームは本会所定の書式に必要事項を記載し、毎年４月の指定された日までに所定の登録料をそえて申請するものとする。

２．登録の有効期間は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。

第３条　登録は１人１チームとする。また、登録構成員の登録有効年数は通算、４年制の大学生は４年間（８期）、２年制の短期大学生は２年間（４期）とし、４年制大学への編入生は２年間（４期）とする。また、特例として医学部等の６年制の学部の学生に関しては、６年間（１２期）とする。

なお、登録年数は半年単位（４月から８月までと９月から３月までの２期に１年を分ける）として算出する。

第４条　１．登録構成員の資格は次の各号によるものとする。

　　　　２．同一大学の在学生である者。ただし、キャンパスが他県・市・町・村にある場合は県・市・町・村単位に登録することができる。ただし、この場合、本校と分校が合併して競技会に参加することはできない。

　　　　３．同一学校法人の大学で大学（４年制）、短期大学（２年制）の在学生は合併して登録することができる。ただし、この場合、短期大学の在学生は短期大学のみのチームには登録できない。

第５条　登録は、その登録構成員に追加あるいは変更はある場合は遅滞なく、九州学連事務局に届け出なければならない。

第６条　登録チームは、その登録構成員が退団したときはただちに登録抹消届を提出しなければならない。

　　　　登録抹消された者の登録は抹消の日をもって効力を失う。ただし、チームの登録構成員が退学および卒業したときは抹消手続き未完であっても退学・卒業の日をもって効力を失う。なお、登録抹消された者の残りの登録有効年数は第３条に基づき算出する。

第７条　本会の主催する大会の参加は本会の加盟チームの登録構成員でなければならない。

第８条　競技会参加は一登録チームにつき一チームとする。

第９条　登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツ精神に反すると本会が認めたときは登録チームまたは登録構成員に対し、登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会の参加ならびに出場を停止することがある。

第10条 大会参加ならびに出場については、本規定のほか各大会参加要項を併用して適用する。

**９、外国籍部員の登録および競技参加資格に関する規程**

（１）外国籍部員の扱い

　　１）外国籍部員の分類

　　　Ａ. 日本で出生し、引き続き日本で生活している外国籍部員。

　　　Ｂ. 日本で義務教育を終了した外国籍部員。

　　　Ｃ. 日本の高等学校を3年間終了した外国籍部員。

　　　Ｄ. 日本の大学に外国から留学により入学した外国籍部員。

　　　Ｅ. 日本の大学に外国の大学から転入学した外国籍部員。

　　　Ｆ. その他の外国籍部員

　　２）外国籍部員の登録

イ、外国籍部員の分類Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの部員は日本人部員と同様に登録することができる。

　　　ロ、分類Ｅの部員は、最短修学年限から本国におけるすでに就学した年数を控除した年数に限り登

　　　　　録することができる。

　　　ハ、分類Ｆの部員については、都度内容を検討し理事会の決議による。

　　３）外国籍部員の競技会参加規定

　　　イ、外国籍部員Ａ及びＢの部員は日本人部員と同様に扱う。

　　　ロ、分類Ｃの部員は競技会へのエントリーを3名までとし、コート上は2名に限り出場することができる。

　　　ハ、分類Ｄ及びＥの部員は競技会へのエントリーを2名までとし、コート上は１名に限り出場することができる。

　　　二、上記（ロ）及び（ハ）が重複する場合の外国籍部員の試合への出場は2名を限度とする。

　　　ホ、分類Ｆの部員については、都度内容を検討し、理事会の議決による。

　（２）大学院生・別科生・専科生等の扱い

　　　　本連盟会員が付設する大学院・別科あるいは専科等に所属する部員は競技会への参加資格を有しない。

（３）その他

　１）聴講生及び科目履修生は登録を認めない。

　２）本学連主催の競技会以外については、この限りではない。

**１０、（財）日本バレーボール協会登録及び登録料に関する規程**

（目的）

第１条　この規程は、定款第54条の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（略称ＪＶＡ。以下「この法人」という。）の事業に賛同した個人及び団体が、この法人に登録するに際して必要な事項を定め、この法人の目的事業を安定的かつ継続的に実施すること及び財政基盤の確立を図り、もってバレーボールの普及・振興、とりわけ競技会においては選手に技能向上の機会を提供するとともに競技会の公正及び質の維持・向上に寄与することを目的とする。

（呼称）

第２条　この規程により定める登録に関する制度を、ＪＶＡメンバー制度と称する。

（登録カテゴリー）

第３条　この法人に登録できる個人又は団体は、次のいずれかに該当するものとし、登録カテゴ

リーは、次の各号による。

（１）選手カテゴリー

（２）指導者、審判員、判定員等資格保有者カテゴリー

（３）ボランティアカテゴリー

（４）前３号以外の個人又は団体で、この法人の事業に賛同したもの又はこの法人が特に必要と認めたもの

（登録手続き）

第４条　この法人に登録しようとする個人又は団体は、この法人所定の登録手続きを行い、第５条に定める登録料をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

　この法人の登録は１事業年度（毎年４月1日から翌年３月31日まで）単位とする。

（登録料）

第５条　この法人の一人あたりの年間登録料は、次の各号による。

（１）選手カテゴリー

①実業団チーム所属選手　1,200円

②クラブチーム所属選手　1,200円

③大学チーム所属選手　1,080円

④高等専門学校チーム所属選手　900円

⑤高等学校チーム所属選手　720円

⑥中学校チーム所属選手　300円

⑦小学生チーム所属選手　180円

⑧ビーチバレー選手　1,200円

⑨ヤングクラブチーム所属選手

小学生、中学校、高等学校、大学に該当する額

⑩前記以外の一般チーム所属選手　1,200円

（２）指導者、審判員、判定員等資格保有者カテゴリー

①公認講師　3,000円

②上級コーチ　2,000円

③コーチ　2,000円

④名誉審判員　2,000円

⑤国際審判員　3,000円

⑥公認審判員（A・AC級） 2,000円

2

⑦公認判定指導員　2,000円

⑧公認判定員（上級）　2,000円

（３）ボランティアカテゴリー

3,000円

（４）第３条第４号に定めるもの

1,200円

２、登録料は１事業年度（毎年４月1日から翌年３月31日まで）単位とする。

３、事業年度の途中で登録した場合の登録料についても第１項と同様とする。

（登録料の使途）

第６条　前条の登録料は、その50％以上80％以内を公益目的事業費に、他は登録システム運営費

及び管理費等に使用するものとする。

（登録者の責務）

第７条　この法人に登録した個人又は団体は、この法人の定款その他の規則を順守し、競技においては競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつフェアプレーの精神に基づいて行動し、バレーボールの普及・発展に努めなければならない。

（登録者の権利）

第８条　この法人に登録した個人又は団体は、この法人及びこの法人の加盟団体が開催する競技会、研修会、講習会等に優先的に参加することができる。

（登録の抹消）

第９条　この法人に登録した個人又は団体は、この法人所定の登録抹消手続きを行うことにより、

任意に登録を抹消することができる。

２、前項の場合、登録した個人又は団体が納入した登録料については、これを返還しない。

（理事会への報告）

第10条　代表理事は、理事会に登録等の状況を報告しなければならない。

（補則）

第11条

この規程に定めるもののほか、登録に関する細則は理事会の決議により別に定める。

（附則）

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（平成23年2月1日）から施行する。

**１１、全日本大学バレーボール連盟規約**

第１章　総則

第１条（名称）

本連盟は、全日本大学バレーボール連盟と称する。

英文の名称は Japan University Volleyball Federation とする。

第２条（事務所）

本連盟は、事務所を東京都に置く。

第３条（組織）

本連盟は、北海道・東北・関東・北信越・東海・関西・中国・四国及び九州の９地域にそれぞれ設置される地域大学バレーボール連盟（以下、地方学連とよぶ）を以て構成する。

第２章 目的及び事業

第４条（目的）

本連盟は、第３条規定の地方学連を統括しかつ代表する学生競技団体として、公益財団法人日本バレーボール協会と緊密な関係を保ちながら、バレーボールの普及・振興を図り、以て学生の心身の健全な発達と明るく豊かな学生生活を通じ、人格の形成に寄与することを目的とする。

第５条（事業）

本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）　全日本大学選手権大会＜インドア・ビーチ＞、その他の競技会の開催及び主管等。

（２）　学生バレーボール界を代表しての日本ユニバーシアード委員会への加盟。

（３）　バレーボール競技に関するユニバーシアードその他の国際競技大会への選手の選考及び選手団の派遣。

（４）　地方学連の要請に応じ、地方学連の主催・主管する競技会に対する各種支援。

（５）　その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第３章 会員

第６条（会員）

本連盟は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学のバレーボール部で、かつ当該大学が代表するバレーボール部であることを認めたもので本連盟に加盟を希望する部をもって会員とする。なお、一つの大学で男子・女子の部を加盟させるときはそれぞれ独立した会員とする。

但し、以下の様な事情により各地方学連理事会にて承認された場合は、例外として登録を認める。

（１）　キャンパス別・学部別に、大学を代表する部が存在する場合

（２）　キャンパスの所在する都道府県が異なる場合

（３）　同一都道府県であっても、キャンパス間が遠距離の場合

第７条（加盟・退会及び登録）

（１）　本連盟の加盟は第３条規定の地方学連への加盟により自動的に会員として登録されるが、加盟に際して本規約細則に定められた加盟料を納入しなければならない。

（２）　本連盟からの退会も前項と同じく、各地方学連からの退会を以て会員登録を抹消する。

（３）　加盟各大学は原則として毎年４月３０日までに、その所属する地方学連に対し、本規約細則に定められた登録料をそえて、規定の登録用紙を以て登録しなければならない。各地方学連は傘下加盟校の登録用紙・登録料をまとめて５月３１日までに本連盟に送達する。

（４）　一旦納入された加盟料及び登録料は返還しない。

第４章 役員

第８条（役員の定数）

本連盟に下記の役員を置く。

会長１名、副会長４名以内、理事長１名、副理事長３名以内、常任理事１０名以内＜内１名は学

生理事＞、学生理事１１名、理事１６名以内、合計４４名以内の役員を置く。

他に、名誉顧問若干名、顧問若干名、参与若干名、専門委員会委員長１０名、専門委員会委員若

干名、代議員＜学生＞３６名、監事２名を置く。

第９条（会長）

（１）　会長は、理事会において推薦し、総会において選任する。

（２）　会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

第10条（副会長）

（１）　副会長は、理事のなかから会長が指名し、理事会において選任する。

（２）　副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、あらかじめ会長が指名した順序により、会長の職務を代行する。

第11条（名誉顧問・顧問）

（１）　名誉顧問は、本連盟会長経験者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

（２）　顧問は、本連盟に特に功労のある者を理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

（３）　名誉顧問及び顧問は、本連盟の重要事項について、理事会の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることが出来る。

第12条（参与）

（１）　参与は、本連盟に功労のあった者で理事会の推薦を受けた者を会長が委嘱する。

（２）　参与は、本連盟の運営について、会長の諮問に応ずる。

第13条（理事長・副理事長）

（１）　理事長は、理事の互選により選出され、会長が委嘱する。副理事長は理事のなかから理事長が指名し、会長が委嘱する。

（２）　理事長は、総会並びに理事会の決議及び文規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。

（３）　副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、理事長の職務を代行する。

第14条（常任理事）

（１）　常任理事は、第１５条第４項規定の会計担当理事１名、第１７条規定の学生委員長１名、及び理事の互選により選出された８名、合計１０名以内をもって構成され、会長が委嘱する。

（２）　常任理事は、本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）の提案・立案・審議等に参画し、会長・副会長・理事長・副理事長を補佐し、会務の執行を助ける。

第15条（理事）

（１）　理事は、各地方学連推薦理事・学識経験者理事及び学生理事によって構成されるが、その選任は総会において行われる。

（２）　理事４４名の構成は下記によるものとする。

（イ）　地方学連推薦理事 １８名

各地方学連より各２名の推薦をするが、地方学連推薦理事は学識経験者・学生を問わない。

但し、うち１名は原則として地方学連の会長とする。

（ロ）　学識経験者理事 １４名

（ハ）　学生理事 １２名

学生理事は委員長・副委員長及び各地方学連代表の代議員とする。委員長・副委員長として出された地方学連は別に代議員を選出する。

（３）　地方学連推薦理事は各、地方学連の推薦に基づき、学識経験者理事は理事会の推薦に基づき、また学生理事は代議員会の推薦に基づいて、総会において選任される。

（４）　理事のなかから１名の会計担当理事を選任する。

（５）　理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第16条（専門委員会委員長・専門委員）

（１）　第２９条に規定される各専門委員会委員長は理事会の推薦により選任され会長が委嘱する。

（２）　各専門委員会の委員は、委員長の推挙により理事会が審議の上選任し、会長が委嘱する。

（３）　各専門委員長は、理事会に出席し、専門委員会の所管事項について、その審議・討議内容及び結論について報告し、承認を得る。

第17条（委員長・副委員長）

（１）　委員長は代議委員の互選により選出され、副委員長は委員長が推薦する。いずれも会長がこれを委嘱する。

（２）　委員長及び副委員長は代議委員会を代表し、理事として理事会に出席し、本連盟の運営に貢献する。

第18条（代議員）

（１）　代議員は、各地方学連を代表する学生役員であり、各地方学連からの推薦により選出され、会長がこれを委嘱する。

（２）　代議員３６名の構成は、各地方学連に登録された会員数に比例して各地方学連に割り当てられることを原則とする。地方学連別割り当て数は細則に定める。

（３）　第１３条２項の学生理事は、本条の代議員３６名のなかから選出されるものとする。

（４）　代議員は代議員会を組織し、各地方学連から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会の審議に供する。

第19条（監事）

（１）　監事は、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

（２）　監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し、必要に応じ、総会または理事会に対し監査結果を報告する。

第20条（役員の任期）

（１）　各役員の任期は、学識経験者は２年、学生役員は１年とし、再任を妨げない。

（２）　欠員補充により就任する役員の任期は前任役員の残任期間とする。

第５章 会議

第21条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

（１）　総会

（２）　理事会

（３）　常任理事会

（４）　代議員会

（５）　専門委員会

第22条（総会）

（１）　総会は理事会及び代議員によって組織され、本連盟の最終決議機関とする。

（２）　通常総会は年１回（原則として３月）会長が召集し、議長となる。

（３）　臨時総会は会長が必要と認めたとき、会長が召集し、議長となる。

第23条（総会の決議）

（１）　総会は、理事及び代議員の過半数の出席を以て成立する。ただし、総会議事につき書面を以て委任状を提出した者は出席とみなす。

（２）　総会の議決は、出席者の過半数を以て決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条（総会の決議事項）

総会において下記の事項を議決する。

（イ）　理事の選任

（ロ）　事業計画及び収支予算

（ハ）　事業報告及び収支決算

（ニ）　全日本大学選手権大会＜インドア・ビーチ＞、その他の競技会の開催場所・運営方法等

（ホ）　本連盟の重要な規約類の改正・制定

（ヘ）　その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

第25条（常任理事会）

（１）　常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事により組織される。

（２）　常任理事会は、本連盟の重要事項（本連盟が選任する役員人事を含む）に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会及び必要に応じ総会の議決に委ねる。

（３）　常任理事会は、理事長が必要と認めたときに招集し、議長となる。

第26条（理事会）

（１）　理事会は、通常年２回（通常総会当日及び全日本大学選手権大会開催時）、会長が召集する。また、会長が必要と認めるとき、あるいは、理事の過半数から理事会に付するべき事項を示して召集を請求されたときには、その請求から３週間以内に臨時理事会を会長が招集する。

（２）　理事会は、総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議・議決する。

（３）　理事会の議長は会長がその任に当たり、過半数の出席を持って成立し、出席理事の過半数を以って議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第27条（理事会の議決事項）

下記に揚げる事項については、総会の決議を要さず、理事会の決議をもって最終決議とする。

（イ）　副会長・名誉顧問・顧問・参与・理事長・専門委員会委員長・専門委員会委員の選任

（ロ）　本規約の付則・細則の新設・改訂・廃止

（ハ）　専門委員会の設置・廃設

（ニ）　専門委員会規定の新設・改訂・廃止

（ホ）　専門委員会の審議事項の採否決定

（ト）　その他総会の議決により委任された事項

第28項（代議員会）

（１）　代議員会は年１回、通常総会の前に開催する。

（２）　代議員会は、各地方学連から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を理事会あるいは総会に提議する。また、総会審議事項を検討・審議し、総会でその総意を提議する。

（３）　代議員会は、委員長が招集し、議長の任に当たる。

（４）　代議員会は、代議員の過半数の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数を以って決する。なお、予め書面を持って委任状を提出した者は出席とみなす。また、議決が可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（５）　各代議員は、各自の所属する地方学連の意見を十分にまとめ、それを代表する。

第29条（専門委員会）

（１）　本連盟に次の専門委員を置く。

総務委員会、規約登録委員会、競技委員会、審判委員会、広報企画委員会、指導普及委員会、

男子強化委員会、女子強化委員会、ビーチバレー委員会、科学研究委員会の１０委員会を置く。

（２）　各専門委員会の業務・運営については、別途理事会の議決を経て定める専門委員会規程によ

るものとする。

（３）　専門委員会の設置・廃止は、理事会の決議による。

（４）　専門委員会の決定事項は、理事会の承認を要する。

第30条（議事録）

（１）　本連盟のすべての会議は議事録を作成のうえ保存するとともに、本連盟の役員あるいは加盟大学からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。

（２）　特に総会の議事録は、本連盟に登録されたすべての大学に送付される。

第６章 会計

第31条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年１月１日より、翌年１２月３１日までとする。

第32条（資産）

本連盟の資産は次の収入によりなるものとする。

（１）　本連盟への加盟料及び登録料

（２）　本連盟主催の事業に伴う収入

（３）　本連盟の資産から生ずる収入

（４）　寄付金品

（５）　その他の収入

第33条（収支予算及び決算）

（１）　本連盟の収支予算は、理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

（２）　本連盟の収支決算は、会計担当理事の責任において、正確に記帳・保管され、監事の監査・理事会の審議を経て、総会で承認される。

第７章 賞罰

第34条（表彰）

本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を理事会の決議により表彰することができる。

第35条（懲罰）

本連盟の名誉を毀損し、または、本連盟の規約及び決議に従わない加盟大学・役員に対し、理事会の議決により、次の懲罰を科すことができる。

（１）　戒告

（２）　譴責

（３）　権利停止

（４）　除名

（５）　罷免

（６）　その他の処分

第８章 補則

第36条（規約の改正または変更）

本規約は理事会の審議を経て、総会の決議により改正あるいは変更することができる。

第37条（付則・細則）

（１）　本連盟は本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。

（２）　上記(1)項の付則・細則の改定あるいは変更は理事会の決議により行う。

（付則）

第１条（委任状による出席及び議決権）

本連盟規約第２２条規定の総会、第２６条規定の理事会あるいは第２８条規定の代議員会に出席を要する理事あるいは代議員は委任状をもって代理出席者を指名し、会議に出席せしめることができる。委任状をもって出席した者は当該会議の議決に対し議決権を有する。

（細則）

第１条（加盟料）

本連盟規約第７条による、新規加盟料は１万円／チーム、登録料は１万円／チームとする。

第２条（代議員数）

本連盟規約第２項規定の代議員数は、以下の通りとする。

北海道・東北・北信越・中国・四国各３名、東海・九州 各４名、関西５名、関東８名

＜専門委員会規定＞

第１条（目的）

本規程は全日本大学バレーボール連盟規約（以下、本連盟規約という）第２９条に基づき、専門委員会の設置・運営に必要な事項を定め、その業務の効率的かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

第２条（委員会の名称・設置）

（１）　専門委員会は、本連盟規約第２９条第１項に規定されている通り、総務委員会・規約登録委員会・競技委員会・審判委員会・広報企画委員会・指導普及委員会・男子強化委員会・女子強化委員会・科学研究委員会・ビーチバレー委員会の１０委員会より構成され、それぞれの専門事項を処理する。

（２）　前項に規定された委員会のほかに、本連盟の事業遂行のため必要があるときは、本連盟理事会の決議により新たに専門委員会を設置することができる。

第３条（所管事項）

各専門委員会の所管事項は次の通りとする。

（１）　総務委員会は、本連盟の業務遂行にかかわる庶務事項、予算の編成・執行及び決算等の経理事項等に関する事項、及びその他の委員会に属さない事項を所管する。

（２）　規約登録委員会は、本連盟規約の制定や改定、チームや選手登録にかかわる事項を所管する。

（３）　競技委員会は、競技委員会は本連盟が主催または主管する競技会の競技日程及び競技要項の作成、競技会場の確保、競技会の準備、運営、競技者の登録等の業務を行う。

（４）　審判委員会は、本連盟が主催する競技会の審判員の編成を行うほか、本連盟登録部員による審判員の養成及び審判員の技術向上に寄与する業務を行う。

（５）　広報企画委員会は、大学バレーボールの普及を目指し、諸活動、諸行事の周知徹底を図るため各種報道機関との密接な関係を築くことに努めるとともに、情報コミュニケーションシステムの研究、構築及び各種出版物の企画、立案、作成等の業務を行う。

（６）　指導普及委員会は、バレーボールの普及発展に寄与するようバレーボールの指導者あるいはコーチの育成指導を行う。また、本連盟の各委員会に帰属しない９人制バレーボールやソフトバレーボール等に関わる各種業務を担当するとともにシッティングバレーボール等の障害者スポーツの指導者育成を図る。

（７）　男子強化委員会は、男子加盟チームおよび男子選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を行なうとともに、ユニバーシアード等学生選抜選手の選考を行う。

（８）　女子強化委員会は、女子加盟チームおよび女子選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を行なうとともに、ユニバーシアード等学生選抜選手の選考を行う。

（９）　ビーチバレー委員会は、ビーチバレーボールの普及、発展のための諸施策を検討、立案し、本連盟理事会に上程する。

（10）　科学研究委員会は、本連盟加盟大学のバレーボールの技術・戦術の向上に寄与するよう技術・戦術の研究を行うとともに、トレーニング方法や各種データ分析方法の研究を行う。

第４条（委員長・委員の選考／任期）

専門委員会の委員長及び委員の選任は本連盟規約１６条に定められているところによるが、委員会別の細則を下記の通り定める。

（１）　強化委員会委員には、各地方学連より推薦された者を最低１名は含めること。

（２）　各専門委員会には委員長の推挙により、理事会の決議を経て副委員長を置くことができる。また、本規定第２条３項により男子部・女子部を設置した場合には男子部長・女子部長を副委員長に任命するものとする。

（３）　各専門委員会の委員の任期は２年間とし、再任を妨げない。

＜旅費規程＞

この規定は本連盟規約第８条に規定される本連盟の役員が会議出席等のために出張する際に要する旅費（交通費及び宿泊費）の支給に関する基準を定めるものである。

第１条（支給範囲）

１）本連盟規約第１５条に規定される理事が規約第２２、２５、２６条の各会議に出席する際に要する旅費は本規程によ

　　り支給される。

２）本連盟規約第１１、１２条に規定される名誉顧問、顧問、参与が規約第２２、２５、２６条の各会議に出席を要請さ

れた場合の旅費は本規程により支給される。

３）本連盟規約第２９条に規定される各専門委員会の委員が当該委員会に出席する際に要する旅費は本規程により支給さ

れる。

４）本連盟規約第１８条に規定される代議員が規約第２８条の代議員会に出席する際に要する旅費は本規程により支給さ

れる。

５）本連盟規約第１９条に規定される監事が規約第２２、２６条の各会議に出席する際に要する旅費は本規程により支給

される。

第２条（支給額）

１）鉄道運賃

各役員の居住地から会議開催地までの普通往復運賃を支給する。尚、学生役員は学生割引を利用することが望ましい。片道７０KM 以上の旅行に対しては急行料金または特別急行料金（新幹線を含む）及び座席指定料金を支給する。

２）航空運賃

鉄道による旅行時間が４時間を超える場合及び緊急を要する場合には飛行機の利用を認め、その普通運賃を支給する。

３）宿泊費

各役員が会議出席に際し、宿泊を要する場合には、実費＜領収書添付＞を支給する。

・学識経験者役員：＜上限＞１２，０００円／泊

・学生役員： ＜上限＞１０，０００円／泊

なお、宿舎を本連盟が準備し当該宿舎に一括支払いを行う場合には、本規程による宿泊費は支給されない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２０１２年３月４日改定）

**１２、西日本大学バレーボール連盟規約**

第１章　総　　則

第１条（名称）

　　　　本連盟は、西日本大学バレーボール連盟（以下「本連盟」という）と称する。

　　　　英文の名称は、WEST JAPAN UNIVERSITY VOLLEYBALL ASSOCIATIONとする。

第２条（事務所）

　　　　本連盟は、事務所を総務委員長が所属する連盟に置く。

第３条（組織）

　　　　本連盟は、東海、関西、中国、四国および九州の５地域にそれぞれ設置された地域大学バレーボール連盟（以下「地域学連」という）をもって構成する。

第２章　目的および事業

第４条（目的）

　　　　本連盟は、大学バレーボールの普及と発展を図り、学生の心身の健全な発達と人格の形成に寄与し、明るく豊かな学生生活の実現を目指すことを目的とし、第３条規定の地域学連の友好、協力事業を行う。

第５条（事業）

　　　　本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）　西日本バレーボール大学男子・女子選手権大会の開催および主管。

（２）　西日本大学バレーボール５学連男女選抜対抗戦の開催および主管。

（３）　大学バレーボールの強化、普及を行うための各種行事の開催および主管。

（４）　西日本を包括する大学バレーボールの友好団体として、全日本大学バレーボール連盟が行う各種事業への支援、協力。

（５）　本連盟を組織する地域学連に応じた、地域学連主催、主管事業への支援、協力。

（６）　その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第３章　会　員

第６条（会員**）**

　　　　本連盟は、学校教育法による大学またはこれに準ずる大学（以下「大学」という）が当該大学を代表するバレーボール部であると認め、本連盟加盟を希望する部をもって会員とする。

　　　　なお、一つの大学で男子部、女子部を加盟するときは、それぞれ独立した会員とする。

　　　　また、移転、新学部設置などの理由により所在地が２ヶ所以上に分かれ、当該大学がそれぞれが大学を代表するバレーボール部であると認めた場合は、個別加盟をすることが出来る。ただし、その場合の大学名称は、区別できるよう学部名、所属地名などをつけるものとする。

第７条（加盟・退会および登録）

（１）　本連盟への加盟は、第３条規定の地域学連への加盟により自動的に会員として登録されるが、新規加盟に際しては本規約細則に定めた加盟料を納入しなければならない。

（２）　本連盟からの退会は、前項と同じく地域学連からの退会をもって会員登録を抹消する。

（３）　加盟大学は原則として毎年４月20日までに、所属する地域学連を介し、規定の登録用紙に本規約細則に定められた登録料をそえて、連盟登録しなければならない。

　　　　地域学連は、加盟大学の登録用紙、登録料をまとめ、５月20日まで本連盟に送達する。

（４）　一旦納入された加盟料および登録料は、理由のいかんを問わず返還しない。

第４章　役　　員

第８条（役員定数）

　　　　本連盟に下記の役員を置く。なお、兼任は妨げない。

（１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４名

（３）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（４）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（５）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若干名

（６）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（７）　（学連委員長を含め）　　　　　　　　 　 ５名

（８）　（（６）（７）（９）（11）（12）を含め）　 １８名

（９）　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 ５名

（10）　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　若干名

（11）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１名

（12）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２名

（13）　（各地域学連より2名）　　　　　　　　１０名

（14）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２名

第９条（会長）

（１）　会長は、理事会において推薦し、総会において選任する。

（２）　会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

第10条（副会長）

（１）　 副会長は、理事会において会長が理事の中から指名し委嘱する。

（２）　 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。

第11条（名誉顧問・顧問）

（１） 名誉顧問は、本連盟にとくに功労のあった者を理事会が推薦し会長が委嘱する。

（２） 顧問は、本連盟関係者、関連団体関係者の中から理事会が推薦し会長が委嘱する。

（３） 名誉顧問および顧問は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じ、必要があれば理事会に出席し意見を述べることができる。

第12条（参与）

（１） 参与は、本連盟に功労のあった者を理事会が推薦し会長が委嘱する。

（２） 参与は、本連盟の運営に関し理事会の諮問に応じる。

第13条（理事長・副理事長）

（１） 理事長は、理事の互選により選出し会長が委嘱する。

（２） 副理事長は、理事の中から理事長が指名し会長が委嘱する。

（３） 理事長は、総会ならびに理事会の決議および連盟規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。

（４） 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時は理事長の職務を代行する。

第14条（理事）

（１） 理事は、学識経験理事および学生理事によって構成され、総会において選出し会長が委嘱する。

（２） 理事１８名の構成は下記によるものとする。

（イ）学識経験理事　１０名

　　　　　各地域学連より原則として地域学連理事長を推薦する。

　　　　　各専門委員会委員長5名を推薦する。

　　（ロ）学生理事　　　８名

　　　　　各地域学連より原則として学連委員長１名を推薦する。ただし、推薦された者が本連盟正副委員長に選任され

た場合は、当該学連より追加推薦を行う。

（３）　　理事は、会長、副会長とともに理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第15条（専門委員会委員長・専門委員）

（１）　 第24条規定の専門委員会の委員長（以下「専門委員長」という）は理事会が推薦し会長が委嘱する。

（２） 各専門委員会の委員（以下「専門委員」という）は委員長の推薦により理事会が選任し会長が委嘱する。

（３） 専門委員長および専門委員は本連盟規約により当該委員会に付託された会務を執行する。

第16条（学連委員長・副委員長・委員）

（１） 学連委員長（以下「委員長」という）は、学生理事の互選により推薦し理事会が選任し会長が委嘱する。

（２） 学連副委員長（以下「副委員長」という）は、委員長の指名により理事会が選任し会長が委嘱する。

（３） 学連委員（以下（委員）という）は委員長が指名し会長が委嘱する。

（４） 委員長、副委員長および委員は本連盟の実務を執行する。

第17条（監事）

（１） 監事は、理事会の推薦に基づき総会で選任する。

（２） 監事は、本連盟の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行状況を監査し、必要に応じて総会および理事会において監査結果を報告する。

第18条（役員の任期）

（１） 本連盟の役員任期は、学識経験役員は2年、学生役員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（２） 欠員補充により就任する役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

**第5章　会　　議**

第19条（会議の種類）

　　　 本連盟に下記の会議を置く。

（１）

（２）

（３）

第20条（総会）

（１） 総会は、会長、副会長、理事および地域学連代表者2 名によって組織し、本連盟の最高決議機関とする。

（２） 通常総会は、年1回（原則として3月）会長が招集し議長となる。

（３） 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき会長が招集し議長となる。

第21条（総会の議決）

（１） 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。

（２） 議決の出席者の過半数を持って決定する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第22条（総会の決定事項）

　　　 総会において下記の事項を決議する。

（１） 事業計画および収支予算

（２） 事業報告および収支決算

（３） 本連盟の重要な規約等の改正、制定

（４） その他、本連盟の事業に関する重要事項で理事会が必要と認める事項

第23条（理事会）

（１） 理事会は、通常１回(通常総会当日)会長が召集し議長となる。

（２） 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、また理事の過半数より事項を示して召集を要求されたとき、会長が招集し議長となる

（３） 理事会は、会長、副会長、理事をもって組織する。

（４） 理事会は総会議決事項を事前に審議するとともに、その他の重要事項を審議、議決する。

（５） 理事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、あらかじめ書面をもって委任状を提出した者は出席とみなす。

（６） 議決の出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第24条（専門委員会）

（１） 本連盟に下記の専門委員会を置く。

　　（イ）総務委員会

　　（ロ）競技委員会

　　（ハ）審判委員会

　　（ニ）強化指導普及委員会

　　（ホ）ビーチ委員会

（２） 各専門委員会の業務、運営については、別途定める専門委員会規定によるものとする。

（３） 専門委員会の設置、廃止は理事会の決議による。

（４） 専門委員会の決定事項は理事会の承認を要する。

第25条（議事録）

（１） 本連盟のすべての会議は議事録を作成のうえ保存するとともに、本連盟役員あるいは加盟大学から要請があった場合には閲覧に供さなければならない。

（２） 総会の議事録は、総会終了後すみやかに本連盟加盟大学に送付するものとする。

**第6章　会　　計**

第26条（会計年度）

　　　 本連盟の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

第27条（資産）

　　　 本連盟の資産は、次の収入によるものとする。

（１） 本連盟への加盟金および登録料

（２） 本連盟主催の事業による収入

（３） 本連盟の資産から生ずる収入

（４） 寄付金品

（５） その他の収入

第28条（収支予算および決算）

（１） 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

（２） 本連盟の収支決算は総務委員会の会計担当者の責任において正確に記帳、保管され、監事の監査および理事会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

**第7章　賞　　罰**

第29条（表彰）

　　　 本連盟のため、特に顕著な貢献をした者を総会の決議により表彰することができる。

第30条（懲罰）

　　　 本連盟の名誉を著しく毀損した場合、また、規約等に従わない本連盟役員、加盟大学および加盟大学所属員に対し、総会の議決により次の懲罰を課すことができる。

（１） 戒告

（２） 権利停止

（３） 除名

（４） その他の処分

**第8章　補　　則**

第31条（規約の改正または変更）

　　　 本規約は、理事会の審議を経て総会の議決により改正あるいは変更することができる。

第32条（集会・調整連絡）

（１） 会長が必要と認めた場合、副会長、理事長、副理事長を召集し、意見の交換・連絡調整を行うことができる。

（２） 委員長が必要と認めた場合、副委員長、委員、その他必要な本連盟加盟大学役員を召集し、意見の交換・連絡調整・実務作業を行うことができる。

第33条（付則・細則）

（１） 本連盟は、本規約の実施のため必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。

（２） 上記第１頁の付則・細則の改正あるいは変更は理事会の決議により行う。

（付則）

第１条（委任状による出席および議決権）

　　　 本連盟規約第20条規定の総会、第23条規定の理事会に出席を要する理事あるいは地域学連代表者は、委任状をもって代理出席者を指名し、会議に参加させることができる。委任状をもって当該会議に出席した者は議決権を有する。

第2条（制定・施行）

　　　 本規約は平成１５年２月２３日制定し、同年４月１日より施行する。

　　　　　　　 平成１８年２月２６日改正し、同年４月１日より施行する。

　　　 平成２３年３月１日改正し、同年４月１日より施行する。

（細則）

第1条（加盟金）

　　　 本連盟規約第７条第1項規定の加盟金は一会員あたり10, 000円とする。

第2条（登録料）

　　　 本連盟規約第７条3項規定の登録料は一会員あたり毎年6, 000円とする。

**西日本大学バレーボール連盟旅費規定**

第1条（目的）

　　　 本規定は本連盟規約第８条に規定される役員が、本連盟業務執行に関わる事由で出張する際に要する旅費（交通費および宿泊費）の支給に関する事項を定める。

第2条（支給範囲）

　　　 本規定により支給される旅費は、原則として以下の業務執行の範囲とする。ただし、他団体との連絡調整など特例的な業務執行に関しては、理事長の決裁により支給範囲として取り扱うことができる。

（１） 本連盟規約第９・１０・１３・１４・１５・１６・１７条規定の役員が、規約１９・３２条規定の各種会議に出席する際に要する旅費。

（２） 本連盟規約第１１・１２条規定の役員が、規約第２３条規定の理事会に出席を要請された場合に要する旅費。

（３） 本連盟の業務執行に必要であるため、本連盟役員以外の者に規約１９条規定の各種会議に出席を要請した場合に要する旅費。

第3条（支給額）

　　　 本連盟により支給される旅費の金額は、以下のとおりとする。なお、学生役員については学生割引を利用することが望ましい。

（１） 鉄道・バス・船舶・航空運賃

　　　 支給を受ける者の居住地から、会議開催地までの普通往復運賃を支給する。また、片道が70ｋｍを越えた場合には、急行料金または、特別急行料金（新幹線を含む）および座席指定料金を支給する。また、遠方の地域でやむなく航空機を使用する場合は、航空運賃を支給する。

（２） 宿泊費

　　　 業務執行に際し、宿泊を要する場合には下記の宿泊費を支給する。

　　　 ・１人１泊￥１０，０００

　　　 ただし、本連盟が宿泊費を一括支払いする場合には、宿泊費の個人への支給は行わない。

第4条（制定・施行）

　　　 本規定は、平成１５年２月２３日に制定し、平成１５年４月１日より施行する。

平成１８年２月２６日に改正し、平成１８年４月１日より施行する。

**<DIV>西日本大学バレーボール連盟各専門委員会規程</DIV><DIV>**

**</DIV><DIV>総務委員会規程**

</DIV><DIV>

西日本大学バレーボール連盟規約第２４条に基づき設置される総務委員会の運営に関し、次のとおり定める。

</DIV><DIV>第１条総務委員会は次の事項を所管する。 </DIV><DIV>

（１） 規約・規定の制定および維持管理に関する事項

21

2

3

（２） 総会など会議の運営に関する事項 </DIV><DIV>

（３） 事務局の運営に関する事項 </DIV><DIV>

（４） チーム加盟登録の審査およびその記録管理に関する事項

（５） </DIV><DIV>予算・決算および監査に関する事項

（６） 会計の執行

（７） 広報活動の総合的企画立案に関する事項

（８） その他関連する事項

</DIV><DIV>第２条本委員会の構成は次のとおりとする。学識経験役員および学生委員がこれを務める。

</DIV><DIV>学識経験役員は各地域学連より1名とし合計5名、および学生委員若干名。

第３条本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。 </DIV><DIV>

（１） 委員長は理事会が選任する。 </DIV><DIV>

（２） 副委員長および委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

**競技委員会規程 </DIV><DIV>**

西日本大学バレーボール連盟規約第２４条に基づき設置される競技委員会の運営に関し、次のとおり定める。

</DIV><DIV>第１条　競技委員会は次の事項を所管する。 </DIV><DIV>

（１） 西日本大学バレーボール連盟が主催する各種大会の競技運営上の各種規定（競技規則・大会要項等）の作成・検討および競技役員に関する事項 </DIV><DIV>

（２） 競技会場および使用施設・器具等の審査・点検

（３） 競技会参加者の資格・登録と競技記録に関する記録

（４） 西日本大学バレーボール連盟が主催する各種競技会の日程の作成・検討と開催地の検討

（５） その他委員会の目的推進に関わる事項

第２条　本委員会の構成は次のとおりとする。学識経験役員および学生委員がこれを務める。 </DIV><DIV>学識経験役員は各地域学連

委員1名とし合計5名、および学生委員若干名。

第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。 </DIV><DIV>

（１） 委員長は理事会が選任する。 </DIV><DIV>

（２） 副委員長および委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

**審判委員会規程 </DIV><DIV>**

西日本大学バレーボール連盟規約第２４条に基づき設置される審判委員会の運営に関し、次のとおり定める。

</DIV><DIV>第１条　審判委員会は次の事項を所管する。 </DIV><DIV>

（１） 審判員の養成に関する事項 </DIV><DIV>

（２） 競技会への審判長・審判員の派遣依頼とその調整に関する事項 </DIV><DIV>

（３） その他関連する事項

</DIV><DIV>第２条　本委員会の構成は次のとおりとする。学識経験役員および学生委員がこれを務める。

</DIV><DIV>学識経験役員は各地域学連より1名とし合計5名、および学生委員若干名。

第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

（１） </DIV><DIV>委員長は理事会が選任する。

</DIV><DIV>（２） 副委員長及び委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

**強化指導普及委員会規程 </DIV><DIV>**

西日本大学バレーボール連盟規約第２４条に基づき設置される強化指導普及委員会の運営に関し、次のとおり定める。

</DIV><DIV>第１条　強化指導普及委員会は次の事項を所管する。 </DIV><DIV>

（１） 競技力向上ならびに普及に関する事項 </DIV><DIV>

（２） 講習会および練習会の開催に関する事項 </DIV><DIV>

（３） チームの派遣および招聘に関する事項 </DIV><DIV>

（４） 強化・普及費の計上とその予算・決算に関する事項 </DIV><DIV>

（５） その他強化指導普及に関連する事項

</DIV><DIV>第２条　本委員会の構成は次のとおりとする。学識経験役員および学生がこれを務める。 </DIV><DIV>強化指導普及委員長１名、各地

域学連から男子強化指導普及委員1名とし合計5名、各地域学連から女子強化指導普及委員１名とし合計5名、および学生委員若干名。

</DIV><DIV>第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。 </DIV><DIV>

（１） 委員長は理事会が選任する。 </DIV><DIV>

（２） 男子強化指導普及副委員長・女子強化指導普及副委員長・及び委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

**</DIV><DIV>ビーチ委員会規程**

西日本大学バレーボール連盟規約第２４条に基づき設置されるビーチ委員会の運営に関し、次のとおり定める。

第１条　ビーチ委員会は次の事項を所管する。

（１） ビーチバレーの競技力向上および指導普及に関する事項

（２） 競技会および講習会、練習会の開催に関する事項

（３） 競技会要項の決定および役員に関する事項

（４） チームの派遣および招聘に関する事項

（５） その他ビーチバレーに関する事項

第２条　本委員会の構成は次のとおりとし、学識経験役員および学生がこれを務める。学識経験役員は各地域学連より1名とし合計5名、および学生委員若干名。

第３条　本委員会の構成員の選任は次のとおりとする。

（１） 委員長は理事会が選任する。

（２） 副委員長および委員は委員長が推薦し、理事会が選任を行う。

附則　本規程は、

平成１７年３月２１日改訂、平成１７年４月１日より施行する。

**１３．九州大学バレーボール連盟　個人情報保護方針について**

九州大学バレーボール連盟（以下、本連盟という）は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護法に基づく以下の方針により個人情報の保護に努めます。

１、個人情報の取得について

本連盟は適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

２、個人情報の利用について

本連盟は個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で利用します。

３、個人情報の第三提供者について

本連盟は法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

４　個人情報の管理について

・本連盟は個人情報を正確かつ安全に管理します。

・本連盟は個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、適正な情報セキュリティ対策を講じます。

５、個人情報の開示、訂正、追加、利用停止、消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合は速やかに対応します。

６、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本連盟が保有する個人情報の保護するための方針、組織、計画、実施、監査、及び見直しを含む本連盟内のしくみすべて）を策定し、これを本連盟従業者その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善します。

平成２６年○○月○○日制定

九州大学バレーボール連盟